

薩摩藩の書役 — 江戸時代後期から明治時代初期 —

林 匡

はじめに

南九州の中世以来の文書（狭義の文書の他、記録や系図等を含む。）については、島津氏本家が伝えた「島津家文書」（東京大学史料編纂所蔵。以下「島津家文書」）を始めとする諸家文書の伝来、藩の法令や地誌の編纂、藩記録所の活動や明治期の島津家による編纂などの研究が進んでい^①る。また、薩摩藩の藩庁各部局（役座や役所）における文書管理や、外城（郷）の文書管理については、以下の（1）・（2）のようにまとめられる^②。

1 藩庁各部局の文書管理

藩庁各部局では、当初、現用文書（原文書）の保管と帳留（留帳作成）の両方が行われていた。享保三（一七一八）年六月には、原文書と留帳の二重保管による「無益之反古」が集積する事態に対して、「肝要之書付」を参照する際の検索を容易にするため、帳留後の原文書は、後年参照・証拠として必要な文書は保管し、それ以外で部局外に出せないものは定期的に焼却、問題のない書類は細工所や反古を必要とする部局へ渡すこととされた^③。これは、同時期に成立したと推測されている、「島津家文書」中の白木箱（現用文書から保存が必要と思われる史料を逐次納めていった箱^④）の成立にも関わるものと考えられる。

効率的な文書管理^⑤は、経費節減からも期待された。享保三年の通達が

遵守されれば、以後、帳留と一部の原文書保管を除き、多くの文書は、反古として再利用されたか焼却処分されたことになる。例えば、推定延享四（一七四七）年十二月付の達書に、「於諸御役座反古二而相調候紙袋類、御諱御名有之候を不消除相用間敷候」と、諸役座の反古が（藩主らの実名を消さぬまま）紙袋類に使用されたことも確認できる。

しかし、実際にはこの後も膨大な文書が蓄積され、保管や内容検索に支障をきたす事態を招いた。このため、寛政元（一七八九）年十月の通達^⑥では、文書の保管と検索について、改めて指示がなされており、少なくとも、文書量の増大と管理（保管・検索）の課題については、藩当局に意識されていたことになる。この文書管理の実務を担ったのが書役（筆者^⑦）である。

2 外城（郷）の文書管理と書役

薩摩藩では、領内に外城（郷。地頭所と私領）という軍事・行政区画を設け、家臣団を分散居住させた。外城（郷）は、概ね数箇村で構成され、中心の村に武士集落（麓）が置かれた。

地頭所を管掌する地頭は、江戸時代初頭は任地に赴任し居住した（居地頭）が、寛永年間（一六二四～四四）以降、要地を除き鹿児島定府（掛持地頭）となる。幕末には、軍事的要請から元治元（一八六四）年九月に居地頭制に戻された。地頭所の麓には地頭仮屋、私領の場合は領主仮屋が置かれた。地頭所では地頭仮屋を中心として噺役（郷士年寄・組

(与) 頭役・横目役の所三役以下の役職に外城衆中(外城士・郷士)が就いて実務を担当し、私領では領主仮屋を中心として役人以下の家中士が実務を担当した。⁽¹⁰⁾ このため、外城(郷)の文書管理は、地頭仮屋・領主仮屋でなされた。⁽¹¹⁾

地頭仮屋・領主仮屋保管文書の多くは、一部の御仮屋文書や私領主の文書の他は、まとまって残されていない。ただし、地頭や外城(郷)の役人の作成した日記などから、文書管理の一端を窺うことはできる。⁽¹²⁾ また、私領・私領主の文書管理は、鹿児島城下の私領主の居宅と領主仮屋の二箇所で行われたと考えられる。⁽¹³⁾ これは、例えば記録担当の御記録方が置かれ、独自の地誌編纂を行い、膨大な文書を伝えた都城島津家、家に伝来した文書について、編纂担当の係を設けた種子島家の事例が挙げられる。

なお、他藩の事例では、熊本藩のように、農村からの上申文書を部局稟議の起案書として扱い、処理するという藩庁の民政・地方行政担当部局における、民政・地方行政の展開などが紹介されている。⁽¹⁴⁾

薩摩藩における外城制度下の文書管理と、藩庁の民政や地方行政の政策決定過程がどのように関わるのかについては、藩庁の文書が残されていないこともあり、不明な点が多い。明治時代初期の行政組織改廃の中で、地域政治や藩政・県政に各地域の郷士がどのように関わっていたのか、具体的に明らかにしていくことが必要である。

3 書役の検討から

近年、文書管理史研究において、実務を担った人々の検討が行われている。⁽¹⁵⁾ また、近世社会の様々な局面において、近代的要素が形成されてきたことが注目されている。文書の作成、保存、参照などの文書管理に

においても、高度に発達したシステムが基盤にあつて、明治政府が全国にほぼ一律の文書管理システムを導入し、機能させることが可能となったと考えられている。⁽¹⁶⁾

そこで本稿では、藩庁各部局・外城の文書管理に関して日常的に関わった書役について、特に城下士の就いた藩庁各部局の書役を主な対象として、江戸時代後期から明治時代初期を中心に取り上げ、書役の実態や明治初期の鹿児島県(時期により旧薩摩藩領、現宮崎県域も含まれる)における文書管理を検討する。併せて、藩政期に書役を勤め、明治時代に官員となった例を紹介する。⁽¹⁷⁾

一章 藩庁各部局の書役と城下士

第一節 城下士による書役などの役職独占

藩庁各部局の書役は、所属する部局により定数や役料米が定められていた。最も高い役料の家老座書役は、表方十七人、側方四人、勝手方五人で、業務は「御家老座江相勤、御家老座首尾之事不依何篇相勤」とされた。若年寄書役も家老座書役中から勤めるとされている。⁽¹⁸⁾ 重要文書を扱う家老座は、機密保持のため出入りも制限された。⁽¹⁹⁾

家老座書役を始めとする、藩庁各部局の書役を担ったのは城下士である。十七世紀後期から十八世紀前期、書役その他の役職への、郷士の任用は行われなくなる。延宝四(一六七六)年、「外城士鹿児島にて筆者役人申付間敷旨」が命じられ、正徳三(一七一三)年七月十八日、道之島代官附役人以下、琉球在番役内筆者・与力などの多くの役職から郷士が排除され、城下士による役職独占が進む。天明七(一七八七)年五月付

の大目付申渡書²³⁾に「郷士身分ニテ書役・小役人ノ致勤方候者、諸士同様可有之候」とあるように、個々の事例、筆算能力の有無などにより、藩庁各部署下役（書役・小役人）への郷士の就役の道が全て閉ざされていたわけではない。しかし、郷政・農政関係以外での郷士の就役は限定的であったと推測されている。²⁴⁾

安藤保氏が紹介された、城下士児玉家の事例は、家老座に関わる就役の意味を考える際の参考になる。文政三（二八二〇）年に買得した十七石を持高にして別立した児玉善七は、後に二十六石余の持高となり、天保五（一八三四）年に家督相続した五兵衛の代には三十二石余となる。善七は、文政四年の伊集院表締方横目を皮切りに地方検者や蔵役人などを歴任、「この就役による役職給、役得が家計の援助のみならず、就役運動その他の臨時出費にあてられた。」とされる。同年六月、五兵衛が代官所免帳方書役助から家老座年中記清書掛書役となり、家老座との関係が生じた。以後、五兵衛は同年九月に家老座御帳掛書役助となり、天保三年に家老座書役助、同五年に家老座書役となり、この役職に嘉永四（一八五二）年二月の屋久島奉行（家格も御小姓與から一代新番に上昇）昇進まで就いていた。家老座に勤めた五兵衛は、自身に対して定期的に与えられた利権を伴う蔵役などの役を譲渡することで大きな収入を得たこと、就役の有無が持高の少ない城下士の生活を左右したことが指摘されている。²⁵⁾

城下士の家計に大きな意味をもっていた「勝手能御奉公方」への就役祝いの集会は、正徳三（一七二二）年以前から禁じられていた。しかし、安政三（一八五二）年三月にも、「書役・小役人」の就役時の集会沙汰や、就役依頼の進物が問題視されている。²⁶⁾

書役・小役人勤方被仰付候節、集会沙汰之儀不相成段は、前々より申渡有之通候処、問々ニは心得違之向も有之哉之由、且亦右勤方願等二付ても夫々音物等差送り、願意不相達候節は困窮成面々甚致迷惑候も有之哉ニ相聞得、旁以不可然事ニ候、依之右式勤願二付、前に進物いたし候儀は勿論、勤方被仰付候後、手輕儀ニても色々名付集会堅令禁止候条、たとへ音物差贈候ても、奉行頭人等決て致受用間敷候、此旨向々江不洩様可致通達候、

これは、一定の出費を考慮しても、就役が利得となったことを示している。安藤保氏は、様々な就役運動において、人間関係、「引」によって主に就役が決定されたと指摘されている。²⁷⁾

第二節 書役の実態

書役本来の業務は、各役座での記録・清書などである。正徳二（一七二二）年二月五日の大目付宛通達²⁸⁾では、次のように示されている。

諸座ノ筆者、頭ノ可承事ヲ口ヲ付申届候、筆者ハ頭ノ申事ヲ口ウツシニ書付候マテノ筆者ニテ候間、弥其旨ヲ可存候、此段大目付ヨリ申聞候様ニトノ事ニ候旨、目付列座ニテ可申渡候、

実態はどうか。例えば、明和九（一七七二）年七月十日、家老に対して、島津重豪（八代藩主）は上役の人材吟味を指示したが、そこでは、判断力のある、職になつた知識のある頭役ならば下役も心服するが、現実には「頭役人ニヨリテハ下役ノ蔭ニテ勤居候モノ有之」という状況が指摘されている。安永七（一七七八）年八月二十三日付の高奉行・代官宛家老申渡書では、「書役共儀者専請持之勤方ヲ可致出精」ながら「不謂儀共」に携る状況が指摘され、「役所之風格」も悪く、「風儀不宜者ハ無

用捨可申出候²⁹」と命じられている。十八世紀を通じて、上司が書役などの下役に業務の多くを依存し、役の高下が失われ、各部局の書役が上役の指示を待たず判断したり、担当業務以外に関与する事態のあったことが窺える。幕末の安政三（一八五六）年四月付家老達書でも、諸役場吟味用書類の取扱について、左のように指摘する。³⁰

支配有之候諸向、支配下之者共より何そニ付申出候儀共、奉行頭人江不相達、書役前等ニて差返、又は別て隙取相成儀も有之哉ニ相聞得、不可然事ニ候、奉行頭人承届差知難取揚儀は左も可有之儀候条、向後申出候書付等無滞様申談、無延引可遂披露候、

書役など下役の独断や業務遅延が依然問題となっている状況が窺える。家老座書役の業務が役座全般に関わったように、書役の業務は記録・筆写・清書や文書保管にとどまらず広範囲であった。

城下士が独占した藩庁各部局の書役は、郷士に対して遙かに上位にあったが、そこでも単なる文書記録者ではない面が窺える。例えば、高山郷の郷士守屋舎人の日記「守屋舎人日帳」（以下「日帳」³¹）には、家老座書役が浦廻の「検師」となり、高山郷の波見浦に至り、郷役らに条書を読み聞かせた例や、郷の土地をめぐる紛争が郡奉行の吟味で決着した後、郡方書役が関係書類の提出を指示する事例が確認できる。また一方で、郷士にとり無用の圧力をかける場合もあった。書役などが酒食を強要したりする事例も「日帳」にみえる。³²

第三節 臨時・非常勤職の設置と書役

藩の役職には、「定」と「寄」「助」などの付くものがあった。

寛保四（一七四四）年三月の通達に、「諸座定筆者並定寄筆者其外寄

筆者」とあり、「定」「定寄」「寄」の分け方があったこと、延享五（一七四八）年三月五日付目付達書に、「諸座寄筆者之儀者、湯治御違・看病御違願出候節、従前々御免不被仰付候得共、此節より定役同前御違被下候、此段屹と被仰渡儀ニ而者無之候得共、寄々可致通達旨、新納次郎兵衛殿より致承知候間此段申達候」とあり、この時は「定役」に対し「寄筆者」が格下の扱いであったことを知る。なお、「定役」の表記については、天明五（一七八五）年十一月に、「定書役・定検者」などの呼称・記載を、以後「定」字を除き「何方書役・検者」とすること、「定寄又ハ寄書役」などは従来どおりと指示される。

天明六年七月二十五日、「諸向寄役」について、以後「無役ヨリ寄候者」を「助」、「本役ヲ持候而他役ニ差寄候」を「寄」として、定役はその役名だけを認め、「寄」「助」などの他は認める必要なく、例えば「書役助」・「重助書役」・「寄書役」などと「聞得宜様」に記載することとされた。同年十二月七日には、「寄役」は定役をもち他役へ「差分切相勤候節」は「寄役」、「暫ツ、助相勤候節」は「自分助」とされる。同七年四月十二日には、「寄」「助」字は役職名の下に付け、「何役寄」「何役助」とされた。³³十八世紀、各部局には臨時の下役人が相当数存在したことが窺える。

臨時・非常勤職の配置は、業務量増大への対応かと考えられるが、十九世紀に入ると、その常勤化が問題視されるようになる。文化元（一八〇四）年八月、臨時の用で「定式書役・小役人」では対応できず、臨時の職員配置を申し出て許可された場合、業務終了か業務量が減った場合は差免（解雇）すべきところ「夫形リニテ召置」く状況が指摘されている。同二年五月の申渡では、「江戸へ相詰候諸座書役等ノ内、定役

差支候節、助勤ノ者差越、無扱詔合申立、跡御扶持米被下度旨申出、其通申付置候モ有之候へトモ、以来ハ右様ノ役場、可成長定勤ノ者相勤候様申付候条、可承向々へ可申渡候⁽³⁵⁾とされ、臨時職の常勤化がしばしば内密に行われていたことが問題視され、定勤に限る方向が「可成長」という曖昧さが打ち出されている。

役職定数超過と削減については、例えば弘化三(一八四六)年八月、同四年十月、安政三(一八五六)年三月にも、勤務態度と併せて問題視された。安政三年三月の家老達書⁽³⁶⁾を示す。

諸御役人并書役・小役人・軽者迄も年功を申立類列(例カー編者注)を以規之様相心得、転役昇進等之儀向々より申出、其御取扱被仰付候も有之候得共、向後勤方一篇之年功迄にては容易ニ御取扱無之、格別御用立勤功有之者は、吟味之上被仰付候儀は別段之事ニ候、

(中略)

諸御役人其外以前より定数被究置候処、過上之御役場而已にて、近来は猶更多人數及過上候付、過上之御役場より下之御役場にて、欠跡等之節は差繰可被仰付候、且又依御役場御用差支候ても、可成丈定人數にて繰合可致精勤、書役・小役人等も追々助役等之嵩ミ等は、向後屹と不被召入候条、是迄過上之(脱アルカー編者注)定数通り減少之儀、迷惑ニも可有之候得共、此涯成丈ケ繰合可致減少候、今般分て被仰出候趣も有之候付、諸向深汲受、早出可致精勤候、尤難仕応御用向は、長詰等いたし夜入燈等相入候ては念遣も有之候付、仕課兼候御用向、不苦分は家江持帰り取調、御用向速く相弁、不及遅滞様致精勤候儀肝要ニ候、

(中略)

右は文化之度、其後も追々被仰出置候趣も有之候処、近来年功を申立、転役昇進等之儀内意申出候向も有之哉ニ相聞得、又は別て多人數相嵩ミ候御役場も有之、取扱不束之処より右次第二付ては屹と御沙汰も可被遊御事候得共、過去之儀は被遊御宥免、不被為及御沙汰候間、向後屹と前条之ケ条ニ基キ、心得違之儀無之様可致取扱候、尤向々奉行頭人等江も申渡置候様被仰出候、右之通、去午年(弘化三年―筆者注)被仰出、翌末年⁽³⁷⁾も細々申渡置、人々奉承知候通にて、聊忘却は有之間敷事候処、問ニは勤は四ツ八ツ限候事之様相心得、人數減少等之儀汲受薄向も有之哉ニ相聞得、又は転役昇進等之儀不勤弁内意申出候向も有之、第一仰出之御趣意ニも相戻り、別て不可然事候条、前文被仰出候趣、聊以心得違之儀共有之間敷候、此旨向々江不洩様可致通達候、

これらの通達が、文化年間から安政三年に至るまで度々出されたことから、十九世紀の薩摩藩では、各部署の定数を始め、年功による過度の転役・昇進要求、勤務態度や長期欠勤者などの問題が指摘されながら、実際にはなかなか解決し難かったことが窺える。

第四節 幕末の勤務時間と勤務態度の問題

安政三(一八五六)年四月にも、吟味・調査などの業務に対して不熱心な状況が問題視され、何より上役の精勤が求められた⁽³⁸⁾。

諸向吟味しらへニ相下書付、至此(比カー編者注)日殊之外隙取御用差支候儀共有之、不可然事ニ候、依品日延相成候儀は、其訳可申出旨分て申渡有之通ニ候処、兎角心掛薄所より吟味事等不致怠惰、自分勝手向之訴訟又は年功沙汰等、内意は遮て申出候哉ニ相聞得、

平日忠之心掛及致精勤候上二候は、右様勝手向等之儀は御取訳ニも可被仰付儀候処、向々勤向四つ八つニ為限事之様存、縦令仕掛之御用有之候共、八時差越候得は夫形召置、就中手紙差越書類為申知事迄も等閑ニ打過、当人及催促候得は、却て事ケ間敷振合ニて、色々ひねり掛、諸向之者共猶以及迷惑候向之間得も有之、(中略)入組之儀は早出長詰等ニて速ニ取しらへ、屹と御用筋致弁別候様、誠実ニ可心掛候、尤奉行頭人ニては下役之面々猶更等閑之風俗押移候付、役頭より万端二氣を付け、一涯差はまり、殊ニ当時は彼是御用多之砌ニも候間、於向々聊たり共費筋之儀共無之様、鎖細ニ遂吟味致精勤候得は、おのつから自然書役・小役人等之重も申出ニ不及可相濟事候条、自然勤方等閑之向も候ハ、同役より申論、互ニ励合一統申談、各正路ニ可令精勤候、乍此上不守之勤場も候ハ、蔵方其外勝手向等之訴訟、先規も相替、平日之精疎を以可及吟味候間、至其節否申出間敷候、

効果はすぐに現れない。同年五月付の家老達書³⁹⁾では「御座明方并出勤も不同有之」状態を指摘、以後明方は正五時に出勤、その他も注意し「四ツ前ニは一統打揃」御用筋に遅滞せぬよう通達されている。

主な役職の勤務時間は、「名越時敏日史」(以下「名越日史」)⁴⁰⁾文久三(一八六三)年二月十二日条に、「方今不容易時世内外多端之御処置御変革之折柄ニテ繁務之事」を理由に、以来勤務終了は八ツ時から七ツ時暇に変更されたとある。この対象は家老・若年寄・大目付の三役と「大番頭・御小姓組番頭・御趣法掛御側御用人・御側役・御軍役奉行・御軍賦役・郡奉行」で、大番頭以下軍事訓練の担当は、訓練等の際に届け出て退出とされた。なお、既に享保五(一七二〇)五月二十七日付で、城中

月番家老の退出しないうちは、八ツ以後でも奉行頭人以下筆者・小役人までも惣様詰とされて⁴¹⁾おり、幕末の軍事的緊張の中で、基本的には、上司在勤中は下僚も勤務したと考えられるが、どうだろうか。

第五節 幕末の窮士対策

「名越時敏万記一帳」⁴²⁾には、安政から万延年間(一八五四〜六一)頃の勘定所以下各部局の員数が記載されており、「書役助」・「書役定助」・「年中重書役助」・「重書役助」・「年中助」・「一往書役助」・「書役心添」その他の名称がみえ、書役を中心に相当数の臨時・非常勤職員の数を確認できる。例えば、「御家老座書役」には三十五人(書役十九人・書役助三人・御帳掛書役三人、御帳掛書役助六人・年中記御帳掛書役四人)、「御軍役方御家老座書役」には十二人(書役四人・書役助八人)、「御勝手方御家老座書役」には二十四人(書役八人・書役助六人・御用帳調掛四人・御用帳調掛書役助六人)、「大目附座」には二十四人(書役三人・書役定助六人・書役助十一人・稽古書役四人)、「御用部屋」書役七人、「御側御用人座」には十一人(書役十人・書役助一人)、「御勝手方御用人座」書役七人、「御用人座」には二十三人(書役十人・書役助十三人)が記されている。各部局の増員は明らかで、文化元(一八〇四)年の藩の方針からは逆行する。これを十九世紀以降から幕末期の文書量・諸業務量増加、藩政上の必要に対応した結果、と理解してよいのであろうか。

書役を中心とした、相当数の臨時・非常勤職員増員の理由について明確な回答を得ることは難しいが、背景の一つに考えられるのが、窮乏城下士(窮士)対策である。前述のとおり、城下士、特に窮士にとり就役は大きな意味をもっていた。窮士救済のため、一時的に書役などに任じ

る政策については、「新納久仰雑譜」(以下「雑譜」⁽⁴⁴⁾) 嘉永二(一八四九)年六月二十日付書状が参考となる。

御買入并御取揚高等三千石被差向置、究(窮)筆者注)士式百人位も六ヶ月代り二而下目付并書役等江被召入、御救助筋被仰出、扱々御仁政之程難有儀二御座候、是二而無高極貧者等江延立可申、

これは、前年十二月に江戸で急死した家老調所広郷が琉球問題を契機に弘化四(一八四七)年から軍制改革と藩士の給地高改正を実施し、これに対する批判などもあったために手直しが行われ、三千石が窮士約二百人の救済高とされたものである。⁽⁴⁵⁾

また、「名越日史」文久二(一八六二)年十月二十三日条には、
窮士之事

右救之為、勘定所其外江一往書役勤等申付有之事候得共、以来右人数総而造士館・演武館へ致出席候様申付、造士館ハ教授之印、演武館者師匠之印ヲ以扶持米相渡、出席帳八月末掛側役へ差出候様可有之事、

とある。⁽⁴⁶⁾「一往書役」などの設定が窮士救済策の一環であったことが示されている。一方、窮士への扶持米給与が藩校造士館や演武館への出席と結びつけられたことは注目される。これは、幕末の学問(文)武芸重視の動きとも関わりと推測される。一部の郷でも、地頭や郷役から学問が奨励されるようになる。⁽⁴⁷⁾

以上、嘉永二年六月から文久二年十月の期間には、窮士対策として各部局に非常勤・短期勤務の書役などが多数置かれたこと、一方で、文化年間以来度々指摘されながら改善されなかった、勤務状況における様々な課題が、安政三年(一八五六)頃でも継続していたことが確認できる。

第六節 明治初期の藩・県政改革と書役(筆者)

慶応四(明治元、一八六八)年二月、島津久光の命により、「治乱一途之政体ニ変革」のため藩政改革が図られ、急務として刑法変革、諸役人・書役・小役人等減少、不急の役場廃止・合併が指示された。⁽⁴⁸⁾ 戊辰戦争で壮年の者が多数海陸軍方に勤め、吏員減少への対応として、同月に作事奉行以下の奉行頭人自身が書役を兼務することとなる。⁽⁴⁹⁾ その結果として、各職掌の着実な把握と業務遂行が期待されている。

当世態御海陸軍之兵制練熟第一之事二而、壮年之者共ハ専ら海陸軍方江相勤、追々多勢出兵被仰付候付而者、諸座書役等勤場差支之時宜必定之事二付、御作事奉行以下奉行頭人之儀世態を存し、一往書役方之御用をも兼、精々致弁達、書附又ハ御帳留等も可致取扱候、左候得者、其職掌致實着、諸事貫徹之場ニも相成事二付、弥精勤可有之候、

二月

龍衛

取次入来院怡

同年三月には、効率的運用と書役などの減少が検討され、五月頃にかけて諸役の廃止や合併、職制の一部変更がなされた。家老座は議政所に改められ、勘定奉行廃止と会計奉行設置のような役職の改廃、奥向き関係の諸役廃止などが行われる。⁽⁵⁰⁾ 続いて同年十月二十八日の新政府による藩治職制の制定、明治二年一月二十日の薩長土肥四藩主による版籍奉還の上奏を受けて、二月二十日に藩治職制が制定され、職制が改廃された。⁽⁵¹⁾ 藩政の中核である知政所の下には、会計・軍務・監察・糾明局の四局と、別に内務局(知事の家事に関する機関)が置かれる。知政所は本局と

して、公用方・神社方・伝事方と学館・医院を管轄した。知政所の「書史」は「文案ヲ勘署シ、式例ヲ校（授）定シ、及監修（記録）ノ事ヲ掌ル」、「見習」は「掌同本官（奉官）、編修繕写ノ事ヲ主当ス」、「筆者」は「官中ノ簿書雑務ヲ掌ル、他官ノ筆者此ニ准ス」とされた。⁽³²⁾ 他官の筆者とは、知政所管轄の神社方・伝事方、会計局・軍務局、軍務局管轄の海軍方（書算）・陸軍方、会計局管轄の民事方・出納方・生産方・営繕方・製造方・糧餉方、監察局・糾明局にそれぞれ置かれた筆者である。また、藩の地方政治機関として、外城に地頭・同副役が置かれ、諸島には在番・巡察と筆者が置かれた。六月には従来の郷役が廃止されて常備隊が設けられ、小隊長・半隊長・分隊長などが民政をも担当した。十月には民事方が民事局として会計局から独立し、⁽³³⁾ 以後も短期間に制度の改廃が行われ、同四年八月、廃藩置県を受けて知政所が鹿児島県庁と改められる。⁽³⁴⁾ 以後の明治初期の鹿児島県の文書管理については、五章で取り上げる。

二章では、江戸時代後期における藩の重役と書役との関係を検討する。

二章 「鎌田正純日記」から

第一節 「鎌田正純日記」と鎌田正純

まず「鎌田正純日記」（以下「鎌田日記」⁽³⁵⁾）を取り上げる。

鎌田家の家格は一所持格で、持切在として肝付郡大始良郷南村（現・鹿屋市）を支配した。島津家久（初代藩主）や光久（二代藩主）の庶子が同家に入り、家老職に就いた者も数名出している。

文化十三（一八一六）年生れの正純は、文政五（一八二二）年に家督相

続、同八年元服、天保三（一八三二）年に詰衆となり、同年十二月から日記は記される。同九年正月に当番頭、同十年正月に奏者番兼務、同十一年正月に正純の失態から兼務御免、同十三年三月に再び奏者番兼務、同年八月に小姓組番頭・奏者番兼務、弘化二年（一八四五）十一月に用人・奏者番兼務、同四年七月に海岸防禦掛・御流儀大砲掛、同年十月に軍役掛、十二月に給地高取扱掛、嘉永元（一八四八）年九月に江戸詰のため鹿児島出發（十一月江戸着）、同三年九月に側用人、同四年正月に大目付で若年寄格、表向き書付などは家老名での取扱とされる。同年九月帰国（十月鹿児島着）、十一月に琉球産物方掛、安政三（一八五六）年十月に再度江戸詰のため鹿児島出發（十一月江戸着）、十二月に若年寄で家老格となる。同五年七月に帰国の途につき、八月二十四日の京都出發まで日記は記される（九月鹿児島着。十二月に正純は死去。この「鎌田日記」には、正純が就任した役職に関わる書役の事例などが確認できる。

第二節 書役の招待

鎌田正純が鹿児島屋敷に招いた書役や、江戸詰の間に酒食に招いた書役について示す。【表1】（他にも祝い事等で訪れた書役は確認できる。）

屋敷に書役を招く早い事例は、詰衆同席中の七人とともに招いた事例などがある（天保六（一八三五）年五月十八日・十二月三日条）。この時期に関係した書役の人数は、五人が確認できる（天保七年三月朔日条）。天保九年正月十一日、当番頭に就役した正純は、二月二十八日に同役らとともに書役六人を招いている（「名越時敏方記一帳」記載の「奏者方并当番頭方」に当番頭方の書役・書役助が各一人、計二人とある。この日招かれた書役には奏者方書役も含まれた可能性がある。）。

天保十一年正月十八日、島津斉興（十代藩主）の浄光明寺参詣の予定のところ、間違いがあり供が遅刻したため延引となった。これが前日当番だった正純や関係の書役の失態とされ、結局二十二日に正純の奏者番勤罷免、二十四日逼塞処分となった。同日、関係の書役兩人も勤方を罷免され、これを知った正純は見舞の使いを派遣している。後日談として、同年七月六日条に、敷根仲太が鎌田邸を訪問、「去ル正月御供間違之節当番頭方書役被差免、御奉公障之由候処、昨日御赦免ニ而寺社方検者被仰付候由、拙者ニ至り珍重ニ存候事」とあり、書役を罷免された敷根が赦免され就役できたことを正純は悦び、日記に記している。

天保十二年五月二十七日条からは、当番頭・奏者番兼務に關係する書役は七人となる「奏者方并当番頭方」記載の奏者方五人と当番頭方書役・書役助の計七人と同数。同十三年三月十八日条には、正純の奏者番兼務以後、書役らが見舞に訪問したこともみえる。

同年八月、正純が小姓組番頭に任命されて以降、咎目などの申渡しや鎌田配下の小姓組の容貌見分の際に、進達掛や書役が同席して申渡しを行う事例が多数みられるようになる（「名越時敏方記一帳」には「組方」に「定」十八人、進達掛十七人を記載している⁽⁵⁷⁾）。同年九月二十三日には書役六人が招かれ、二十四日条には進達掛十八人、書役十六人がみえる。同十四年十一月十八日には、「今日氏神祭二付、親類并知人之方、且書役共相招」と親類・知人とともに書役が招かれている。業務遂行上も、上役として書役との関係を良好に保つ必要があったのだろう。書役らも日常的に鎌田邸を訪れている（例えば同十五年十二月七日日条には「書役東郷孫八殿同役中より用事二付一刻入来ニ而候事」とある）。

弘化二（一八四五）年八月十八日条によれば、「入来之人数、植木甚左

衛門・榊休左衛門・石原清之進・木藤源左衛門・東郷孫八・藤野小兵衛・和田六郎・四本三十郎二而候、（中略）尤休左衛門・小兵衛・三十郎二は先度繰上ケ并二清書掛書役助被仰付候以後、初而入来候付、小兵衛より兩種、休左衛門・三十郎より肴一折相送候事」と、八人の書役中、繰上げ⁽⁵⁸⁾・清書掛書役助任命とされた榊・藤野・四本の三人から正純は進物を受けている。また、同月二十日には、十八日に招いた以外の書役九人（二人は重複）を招いており、両日で招かれた書役の実数は十五人を数える。正純が書役全員を招こうとしたことが分かる。配下の書役との関係では、特に天保十三年の小姓組番頭・奏者番兼務任命以来、用人兼務・奏者番兼務を経て最初の江戸詰を命じられるまでの間、主に歳暮に、書役へ衣料を与える事例が確認できる⁽⁵⁹⁾。

正純が用人兼務となる弘化二年十一月十五日条には、屋敷を訪れた人々に、奏者方書役に加え、新たに用人座書役がみえる。以後、例えば田代郷士年寄誓詞に際し「御目付寺田平右衛門、御用人座書役平田直之助、二木清次郎書役二而誓詞相済候事」（同年十一月十九日条）、宗門方誓詞に際して「御目付寺田平右衛門、書役平田直之助、上井甚兵衛書役二而相済候」（同年十一月二十九日条）と、誓詞に立ち会う場面などで用人座書役の名が出てくるようになる⁽⁶⁰⁾。同三年正月二十五日に用人座書役十八人が招かれ、同年五月朔日条に十人、十月十日条にも用人座書役五人が確認できる（なお「名越時敏方記一帳」記載の用人座書役は十人、書役助十三人の計二十三人である）。

第三節 御用部屋・家老座・大目付座書役との関係

弘化五（一八四八）年正月十一日、正純は日當山地頭から小根占地頭

に繰替となる。同月十六日条に「御用部屋書役い東正兵衛殿江、当春小根占并南村 御巡見御泊御小休等二付而諸都合相頼候旨、肴一折相送候事」、同十七日条に「御用部屋書役伊東正兵衛殿江、小根占并南村 御巡見二付而諸都合相頼候旨、門迄見廻」とみえる。この春、藩主島津斉興の大隅・日向方面巡見が予定されていた(二月三日〜十八日。斉興は十二日に正純持切在の大始良郷南村、十二日に大根占郷から小根占郷を巡見。正純は十九日と二十二日に供目付の江田平蔵と側役の二階堂志津馬へ諸都合を依頼)。巡見中の二月八日には、御用部屋書役(伊集院新之助)が仮屋内成就見分に来たので酒肴を振舞っている。藩主動静に関わる御用部屋書役の役割の一端が窺える。

「鎌田日記」には、この頃から御用部屋や家老座書役を招く記事が確認できる(嘉永元(一八四八)年五月七日の御用部屋書役、五月九日の家老座書役招待など)。彼らを饗応する意味は、例えば、家老座書役を通して案件の処理を進めた事例も参考になる。弘化三年二月十三日条を挙げる。

今朝鎌田喜平太殿一刻入来二而候、尤此内願出置候南村江郡見廻役相立度趣、御記〔録脱カ―編者注〕奉行調、願通不被仰付筋申出有之様子二而御家老座吟味六ヶ敷段承二付、御家老座書役有馬次郎右衛門江、今朝喜平太頼遣、内意申込、尚又於 御殿御家老衆嶋津豊後殿江拙者より直二内意申込候処、内実は昨日御取揚無之旨、御用人座迄相下居候得とも、未拙者承知不致候付、御家老座江取返二而、今一往御吟味有之との趣承知いたし候事、

持切在の大始良郷南村に郡見廻を設ける一件について、記録奉行の意見に基づき、家老座の審議は一旦取り下げられた。しかし正純は家老座書役の有馬次郎右衛門へ内意を伝えさせ、自らも家老島津豊後に内意を

伝え、結果として審議に持ち込んだ。結局、同年二月十九日に南村郡見廻役は許可され、三月十二日、正純は有馬次郎右衛門に対し「此内郡見廻願之節世話相成候御礼」として鯉節一連を遣わしている。

正純が家老座書役らを招いた事例は、同年十一月以降の江戸詰期間中にもしばしば確認できる。江戸詰中の「鎌田日記」⁽⁶⁵⁾によれば、嘉永二年正月八日、茶屋清水楼へ家老座書役を招き、同年九日にも側役衆とともに相模橋茶屋へ御用部屋書役を招いている。同三年六月朔日には政田屋の座敷を借用して、家老島津石見と家老座書役らを招き、豚を振舞った、とある。

正純は、嘉永三年九月に側用人、同四年正月十一日に大目付となる。江戸藩邸の書役との関係では、同年正月十七日に家老座書役を招き、三月九日に相模橋鱧(うなぎ)屋へ書役らを集め、三月十六日にも政田屋へ家老座書役有馬次郎右衛門らを呼び、五月朔日にも相模橋鱧屋へ書役三人を同伴、六月二日と十二日にも家老座書役有馬ら四人を誘い、二十四日には「今里植木屋」で「豚殺し」を企てている。十月二十日、鹿児島に帰着した正純は、十一月二日に琉球産物方掛とされ、翌日には書役⁽⁶⁶⁾の折田十郎ほか十五人を招き、さらに四日にも「残之人數書役并二小坊主」十四人を招いて「両日共種々振廻」している。なお、大目付となつてからは、正純は書役に加えて裁許掛も度々招いている⁽⁶⁷⁾。

大目付座書役を自邸に招く事例からは、年に二、三回程度は書役全員を招いていたことが確認できる。このような饗応記事は、正純が安政三(一八五六)年十一月十九日から再度の江戸詰となり、同年十二月二十日に若年寄・御家老名諸事取扱とされて以後は、同四年正月八日に「書役并二御軍賦役・御軍役方書役」を招き、同年五月六日に書役・御軍

役方書役を招いた記事まで確認できる。このような饗応が鎌田正純一人にとどまらないとすれば、家老座書役などは相当回数、上司その他の屋敷に招かれ、酒食を共にしたことになろう。

第三章 「新納久仰雑譜」から

第一節 「新納久仰雑譜」と新納久仰・久脩

次に、「雑譜」を取り上げる。島津氏四代忠宗庶子時久を家祖とする新納家の本家は島津氏四男家とされ、その支流庶家も多い。新納久仰の家（是久一流）は、戦国時代から江戸時代初めに活躍し、大口地頭となった忠元を出した。家格は一所持で、持切在として伊佐郡大口郷木之氏村（現・大口市）を支配した。同家からは大目付や家老が出ている。

大目付畠山義矩の二男として文化四（一八〇七）年に生れた久仰は、文政七（一八二四）年十一月、母方実家の新納家養子となる（養父は当時家老の久命）。同八年二月に当番頭、四月に奏者番兼務、同十二年一月に琉球付役、十一月に六番小姓与番頭（同十三年二月には三番与番頭）・奏者番兼務、天保五（一八三四）年に用人兼務、同八年五月に異国船掛・兵具方掛・数寄屋掛、同十二年五月に寺社奉行、弘化五（嘉永元、一八四八）年三月に寺社方内用掛、嘉永二年五月に大番頭・勘定奉行勤となり、同五年四月に軍役方総頭取兼務・琉球逗留英人方掛、同六年二月に若年寄、十二月に家老・勝手方掛軍役方寄、同七年正月五日には琉球掛・琉球産物方掛・改革方内用掛となる。安政三（一八五六）年七月に勝手方掛、同六年一月に宗門方掛・軍役方掛・軍役方惣奉行となるが、十二月に諸掛全て御免（「雑譜」は久仰誕生以来この時期までを記載）、同七

年二月御役御免、文久三（一八六三）年に家督を嫡子久脩（中三。慶応元（一八六五）年の薩摩藩海外留学生派遣では視察員、後に家老）に譲り、明治六（一八七三）年に死去した。嫡子久脩の記事にも書役との関係を示す記述がある。以下、久仰・久脩と書役との関係について事例を挙げ検討する。

第二節 役職就任などで書役を招く事例

久仰と久脩が、屋敷に家老座書役らを招き饗応した事例をまとめる。
【表2】この中で、まず久仰・久脩父子の役職就任などを祝って書役らを招く事例を示す。

久仰が若年寄を命じられた嘉永六（一八五三）年二月二十五日条には「親類中并兼而出入之面々都而相招、且御家老座書役等も七人程参り候、総人数余多二而候」とみえ、家老に就いた同年十二月六日条には、

八ツ後より親類中は勿論、近隣并兼而被致出入候面々、且表御家
〔老脱カー編者注〕座并御勝手方・御軍役方御家老座書役之内四五
人ツ、相招、男女惣人数七十余人、八拾人ニも及候半、誠ニ多人数
ニ而賑々敷致祝候、拙者当家江引越以来、是程之慶事無之、尤無
双之事ニ付別而大祝ひいたし候、

と記され、家老座書役を含む大勢を招いての「大祝い」が開かれている。
安政四（一八五七）年八月十七日、久脩が四番小姓組番頭（奏者番兼務是迄之通）を命じられ、久仰は「類中其外兼テ出入之面々」を招き、これを祝っている。この際に「御家老座書役岩山八郎太・井上嘉左衛門・前田傳左衛門・日置半兵衛・安田喜藤太・田尻源兵衛・山口喜三右衛門・豎山郷之丞・長野彦七・市来正之丞・田中治右衛門・甲斐弥右衛

門、以上表御家老座・御勝手方御家老座・御軍役方御家老座書役ニテ候」と、計十二人の名がみえるが、山口や豎山の名は「鎌田日記」にも確認できる（余談だが、岩山八郎太や市来正之丞は西郷隆盛家との関係がある）。また「六組触役所書役之内、木藤源左衛門・税所市兵衛・永山清右衛門・伊東清七郎其外用頼ナト兼テ出入面会面々四五人」も招いている。

久脩は、安政五年十一月二日、用人兼務（「奏者番是迄之通」）を命じられた。この際も久仰は、親類の他に「三御家老座書役并ニ御用人座書役等」を招待したが、同月二十日には、久脩自身が用人座書役惣人数を呼び「初テ酒トモ振廻リ」、二十一日も組所書役惣人数を饗心した。⁽⁶⁸⁾

安政六年正月二十四日、久仰は軍役方⁽⁶⁹⁾を担当する。同月二十八日条には「八ツ後ヨリ御軍役方人数都テ相招キ、緩々酒トモ振廻候、尤此節惣奉行等被仰付候ニ付テナリ」とある。招かれた者の中には「書役勤永田與右衛門、御軍賦役勤堀與左衛門・税所七郎右衛門・川南清兵衛、御軍賦役折田平八・野村彦兵衛・木脇嘉左衛門・田原直助・成田彦十郎、書役勤相良弥兵衛・市来連右衛門、書役甲斐弥右衛門・野村仲左衛門・橋口助右衛門・亀山甚介・安藤作之丞・長谷場勘七・永田十郎」の書役勤三人、書役七人がいた。

この他、安政五年七月の鳥津斎彬（十一代藩主）急死により、久光実子の又次郎が跡を継ぐことになり（十二代藩主茂久・忠義）、同年十二月朔日、来秋の交代江戸詰と「又次郎様相続御用掛」を命じられた久仰は、帰宅後、親類や懇意の者と「三御家老座書役等」を招き、晴れがましい業務担当を祝っている。十二月十日には、久脩の祝い事で久仰は「御用人中一同」を招いたが、外に用人座書役三人（北郷清左衛門・橋口彦八・

平田直之介）、亭主振に組所書役二人（木藤源左衛門・税所市兵衛）を招いている。

安政六年五月八日には、「先比玉里（当時斉興居宅―筆者注）ヨリ難有御沙汰承知仕候儀ニ付招候間、皆々改服ニテ」家老座書役一同を招いている。この時には、伊集院直五郎（支障あり断り）の他、福永直之丞・長野彦七・畠山吉次郎・伊集院次左衛門・鎌田曾右衛門（孝右衛門。同年七月十一日条に改名記事）・上村休介・井上直左衛門・五代傳左衛門・有馬雄之介・堀平右衛門・知識七之丞・上村彦四郎・春山彦右衛門・有馬新助・大迫藤八郎・堀剛十郎（支障あり断り）・寺尾新之丞・上原三平・飯牟禮喜藤次・東郷四郎兵衛・祢寝武右衛門・迫田三十郎・鳥丸兵十郎・黒田彦左衛門・高山新左衛門・蓑田十兵衛・仁禮源七郎・上村休次郎・児玉宗之丞・迫田猪之助・橋口千次の名前がみえ、欠席二人含め、当時の家老座書役は合計三十二人となる（「名越時敏万記一帳」記載の家老座書役・書役助・御帳掛書役・同助・年中記御帳掛書役の総計は三十五人）。

第三節 家老座書役たち

前節以外に、家老座書役を自邸に招いた事例を挙げる。

安政二（一八五五）年二月二十日には、「永田與右衛門・上村十左衛門・五代恕兵衛・市来傳藏・岩元清藏・山口喜三右衛門・豎山郷之丞・福永直之丞・長野彦七・大野五左衛門・平田直助・市来正之丞・川上喜右衛門・有川七之助・東郷八郎・伊集院次左衛門・井上直左衛門等なり、其外稽古之場等段々罷在候得とも、今日は月番等相勤御用取扱等いたし候者ともまで相呼候」と、十七人余の書役を久仰は招いている。同三年九月十二日には、家老座書役十六、七人、十三日にも御勝手方書役

十三、四人、二十四日には軍役方の軍賦書役らを招き、十二月二十五日にも家老座書役二十人ほどを呼び饗応している。同四年九月十二日に家老座書役を招いた際には「人数ハ定役限ニイタシ候事」として、永田與右衛門ら十八人がみえる。久仰は、同年十月二十二日に「御軍役方人数」を招いているが、ここには惣頭取川上式部や軍役奉行田中仁右衛門、軍賦役勤安田助左衛門・税所七郎右衛門らとともに「書役勤永田與右衛門、書役甲斐弥右衛門・田代孫九郎、書役助野村仲左衛門・橋口助右衛門・龜山甚助・安藤作之丞・長谷場助七」の名がみえ、他にも「書役勤右同相良弥兵衛、右同琉球詰岩元清藏、書役江戸詰市来連右衛門、右同右同田中治右衛門、右同右同永田直右衛門」と、江戸・長崎・大島詰や病気で参会できない者の名も一々記している。当時の軍役方書役勤は三人、書役五人、書役助五人となる。

安政六年正月二十八日、久仰が書役を含む軍役方関係者全員を招待したことは前節に示したが、続けて二十九日に表家老座書役、晦日に勝手方書役総人数を招待し饗応している。二十九日の表家老座書役の場合は、「書役心添伊集院直五郎、書役勤蓑田傳兵衛・福永直之丞、書役長野彦七・鎌田曾右衛門・青山彦右衛門、「帳掛等」の「東郷四郎兵衛・寺尾新之丞・鳥丸兵十郎・蓑田十兵衛・仁禮源七郎・兎玉宗之丞・迫田猪之助、書役畠山吉次郎」の十四人の名がみえ、晦日の勝手方書役を招いた際には、書役勤五人、書役十七人の名が確認できる（「名越時敏万記一帳」記載の勝手方家老座書役・書役助は十四人、御用帳調掛四人、同書役助六人の総計二十四人）。

四章 就役運動と学問の状況

第一節 就役運動と鎌田正純・新納久仰

書役などへの就役に関する事例を「鎌田日記」から挙げる。

天保八（一八三七）年十一月二十二日に、「今七ツ後、八代善八殿と云人入来二而、御勘定所書役二階堂部殿へ相頼呉候旨被相頼候也」と、八代善八（正純との関係は不明）から依頼された正純は、十二月四日、「四ツ前出勤掛、二階堂部殿江、御勘定所書役頼二一刻参、夫より致出勤」している。この結果は、同九年三月八日条に、「何ぞ二階堂部殿江八代曾八と申者、御勘定所書役助相頼置候処、三日跡二被仰付候二付、昨朝出掛礼二一刻参候、留後候故こ、二記置也」と記されている。

正純が二階堂部に依頼する事例は他にもある。天保九年四月二日、正純は出勤がけに部所へ赴き、用頼の鎌田権右衛門四男^①を勘定所書役に「相頼呉候様申事二付」頼み置いたと日記に記している。この鎌田権右衛門四男（勘次郎）の就役（勘定所書役助）一件は長引く。同十一年十月十八日条に「出勤掛二階堂部へ一刻参、先日花棚村練替高頭御免被仰付候二付而は、御勘定所調等之儀可然内意相頼置候二付、右礼申置、外二書役助願鎌田権右衛門四男相頼置候間、右之催促をもちいたし置候也」、同年十二月四日条に「四ツ後帰り掛、二階堂部殿玄喚迄参、鎌田権右衛門殿四男御勘定所書役助願置二付、右之催促いたし置、左候而帰家」とあり、正純は出勤前や帰宅時に部への依頼を繰り返している。結局、十二月二十九日条に「二階堂部殿へ先日より鎌田権右衛門四男御勘定所書役助頼入置候処被仰付、尤右二付少々間違之儀も有之候故、右断旁へ玄喚迄見廻」とあり、目的を達して就役したことが分かる。さらに同十二年四月七日には、「今朝出勤掛、二階堂部殿へ参、鎌田権右衛門四

男勤次郎、御勘定所書役助勤続キ之儀相頼置、夫より出勤」と、正純から勤務継続の依頼がなされ、同年七月八日にも、「四ツ前より出勤掛、二階堂部殿へ一刻参、鎌田権右衛門四男勤次郎、御勘定所役書願催促いたし置、夫より出勤」と重ねて依頼している（結果は不明）。

この他の例には、郡方書役助願の依頼対応（天保十二年十一月十七日条）、や「貧士御救御勘定所書役助願」などの内見記事（同十三年八月二十九日条）、郡方書役助の依頼対応（同十四年四月十五日条。同十二年十一月と本件の結果については、同十四年六月二十五日条に「郡方書役兩人相頼被仰付候」とあり、正純は村田甚左衛門（勘定方関係者と推測）宅を訪問して礼を述べている）、勤方の世話をして礼を受けた事例（同十五年八月十日条）、勘定所書役助の依頼（弘化二（一八四五）八月四日条。書役助就役に推した大平河彦六が、同三年十二月十五日に就役できたため、正純は同月二十五日に就役を依頼した名越右膳宅へ赴き礼を述べている）や、時には「桂吉左衛門殿一番組札方書役此内拙者召入置候付、右礼として吉左衛門母両種持参ニ而候事」（同二年九月二十四日条）のように、就役した者の母親から礼を受けた例もある。

弘化三年三月五日条には、「仁禮與兵次殿一刻入来ニ而候、尤御勘定所書役助セ話いたし置候処、今日被仰付候由ニ而候事」とみえ、四月二十七日条にも「拙者ニは此内仁禮與兵次御勘定書役助、嶋津鞆負殿江相頼願置いたし候礼として玄喚迄見廻」とある。さらに同四年三月二十七日条にも「仁禮兵之次殿より肴一折・本給紙一包、此内御勘定所書役助勤続キ島津鞆負殿拙者より相頼致願達候礼として被送候事」とあり、鎌田勤次郎の事例と同様に、勤務の継続でも正純が口利きをした事例が確認できる。これらの事例から、正純の周辺では、用頼や関係の深

い書役の子供を始め、様々な伝手を頼つての就役運動が確認できる。

この他、鎌田家嫡流として、鎌田氏支流庶家との関係でも、就役依頼の事例がみえる。^②

加茂（蒲生一筆者注）衆中鎌田六左衛門、先達而地頭横目願、拙者より地頭方へ相頼呉候様申事ニ而候二付、小森新蔵殿を以地頭種子嶋六郎殿へ相頼置候処、今日願通被仰付候由、今晚尺透紙二束・波紙二束為御礼持参ニ而候、

礼物の「透紙」や「波紙」は、紙の生産地の一つであった蒲生郷^③の進物らしい。また、弘化四年二月四日条には、蒲生郷士の末家鎌田奎兵衛が夕方正純邸の外まで来て、「地頭横目之内訴、地頭方へ相頼呉候様、役人〔濱田一筆者注〕休左衛門を以申出、両種料土産物差出候事」とある。鎌田奎兵衛は、既に同年正月二十五日条に「蒲生郷士末家鎌田奎兵衛昨夕外迄参り土産物差出候付、今日包物品々問屋迄為持相送候事」とみえ、地頭横目役への就役を図り、正純に接してきたことが窺える。この結果は「鎌田奎兵衛事、地頭横目之内意、拙者より地頭相良甚太夫殿へ申上置候処、今日被仰付候由、右礼として役所迄参り両種料并二土産物差出候事」（同年二月十三日条）となる。

前述のように、嘉永二（一八四九）年六月から文久二（一八六二）年十月の期間は、窮士対策として、各部局には非常勤・短期勤務の書役などが多数置かれた。この中で、就役運動に関わる音物贈答は簡単には無くならなかった。「雑譜」にみえる就役運動と久仰の対応を挙げよう。安政二（一八五五）年正月二十七日条に、

今晚称寝孫兵衛并嫡子武右衛門・福永仁右衛門列立参られ候、武右衛門事、御家老座書役勤願望有之故なり、左候て、孫兵衛より両

種 井河内国市口忠重作之轡一間贈り呉られ候事、

とある。書役としての祿寝武右衛門の名は、前掲「雑譜」安政六年五月八日条、久仰の招いた「御家老座書役一同」三十人の中に確認できる。安政三年三月二十九日付の新納久仰外三名連署達書でも、「勤方願等ニ付而も夫々音物差贈、願意不相達節は困究成面々甚致迷惑候も有之哉ニ相聞得、旁以不可然事」とされていたが、当事者の新納久仰自身、音物を受け取つて特に問題意識を示してはいない。この他「雑譜」では、同六年四月十五日条に、「今朝帖佐矢八郎被参、此内ヨリ願望之御側御用人座書役助、先日被仰付候旨礼旁ナリ」とある。

第二節 書役経験者の需要

「雑譜」安政三（一八五六）年八月十九日条に「用達伊東茂右衛門実弟之伊東新五左衛門事、此内御厩書役ニ而候処、訳合有之、御断申上、当分大隙ニ付、拙宅段々之帳留且写し物等相頼度申入候処、受合ニ而、今日八ツ後より参り諸書留旁中取清書共相頼候事」、同年十一月二十日条に「拙家雑譜中取并諸帳留類清書方共、磯永喜之助へ相頼取（調脱カ―編者注）中之処、喜之介事、御鳥預御庭方兼務ニ勤替り相成、寸隙も無之、稲留源左衛門ニも勤場隙入多候付、当分伊東新左衛門相頼置候得共、是も忝人ニ而は埒明キ兼候間、郡方書役梅北宗右衛門遙々参り、写し方或ハ帳留共いたし被呉候儀は、相叶間敷哉と頼入候処、受合ニ而、今日より参り呉被申候事」、同六年三月六日条に「当分黒田平八儀ハ修補検者トシテ毎日五ツ過ヨリ参り夜入帰りナリ、併梅北宗右衛門・磯永喜之助等ハ諸帳留之加勢、谷山探成ハ段々取物之事ニ付毎日程参り被呉候テ、イツレモ夜入帰り之事ナリ」とある。この頃、磯永喜之助は

造士館書役（同年四月二十二日条）であった。同年四月十九日条に「伊東新五左衛門モ毎日程参り、拙者之譜帳書改方被致候事」とあり、同様の記事は以下にもみえる（四月二十日条、五月二日・六日条など）。同年十二月五日条には「八ツ後ヨリ磯永喜之助参へり手札書方加勢也、新五左衛門モ毎日此方迄出勤、彼是レ加勢イタシ候事也」とある。

このように「雑譜」によれば、現役の書役や経験者らが家の文書管理（帳留・筆写・清書など）などに関わっている。城下士の中でも、重要な文書管理については、書役経験者やそれ相應の能力を持つ者が期待されたと考えられる。そうであれば、書役への就役、就中家老座書役などは尚更であろう。

家老座書役に関して、例えば「もと家老座書役より任じた事が多かった」とされる右筆^②では、藩主右筆などを勤めた城下士折田家の事例が参考になる。折田家中興の祖・常孝は、家老座書役を経て右筆稽古となる^③。常孝は、宝永四（一七〇七）年に勝手方家老新納久珍の与力、正徳元（一七二二）年、江戸詰中家老座詰の大目付北郷久嘉の与力、同三年に家老座書役となる。同四年に藩主島津吉貴の参勤において「御供方御家老座筆者役」とされ、同五年、家康百回忌法会に名代家老島津帯刀らが派遣された際に、常孝は「御右筆・御留守居付・御太刀附・御家老座筆者・帯刀殿与力、右五役兼役」とされた。享保五（一七二〇）六月に右筆稽古、同七年四月に右筆役、寛保元（一七四二）年九月には、家格も大番（御小姓組）から一代小番とされている。

この他、「雑譜」安政四（一八五七）年閏五月十六日条に、急死したため久仰が「惜シキ人柄ニテ候」と書き記した「御右筆頭ニテ御家老座奥掛書役勤野元市郎」や、同年八月十四日条の「御家老座書役奥掛勤迫田

甚蔵、当分御右筆頭也、当御役ニテ長崎御付人初、琉球産物方掛被仰付候事」からも、右筆頭と家老座書役の關係が確認できる。

第三節 外城の学問奨励と実態

幕末の外城の状況もみておこう。

鎌田正純は、管轄する郷や持切在の文教について一定の配慮や働きかけを示し、学問の必要性を肯定的に捉えている。例えば「鎌田日記」弘化四（一八四七）年十月九日条に「番所詰永山彦七并二森田勘左衛門・肥後軍兵衛今日暇申出、南村之様相帰候事、但彦七江百田紙并二手本為取候事」、同年十二月十七日条に「番所詰財津彦八事、此節代参り候へとも、来正月迄物習為稽〔古脱―編者注〕事等詰重之願申出候付、寄特之心入二而候付、其通申付候様役人〔濱田―筆者注〕休左衛門江申達候事」、安政二（一八五五）年八月二十八日条に「足輕吉原善太郎事、兼而心掛手習致出精由候付、右通心掛宜取訳を以金百疋内々ニ而為取候事」と、正純は手習・稽古に一定の配慮を示している。

また、「雑譜」には、新納久仰が大隅方面を安政二年二月に見分のため訪れた際の、唐通詞関係の記事（郷士の唐通事の唐音読書・対談など）を記載している。同年七月十八日条には、地頭所指宿郷の若年者で学問（文）武芸出精の者が参着し、久仰が褒詞と盃を与え、豚汁で飯を食べさせる記事がある（八人は武芸、四人は学文）。同四年正月九日条によれば、久仰は「指宿郷士若輩共諸家流儀初二差越居候二付、今日四ツ時分ヨリ招呼席書並読書講議共、為致」（久仰はこの際に軍賦役と書役・表家老座書役三人を呼んでいる）、剣術・鎗術を見分し、昼飯を振舞っている。この日の読書と席書は十七人（六人は「児」）であった。同五年正月九日条

には「地頭所指宿之者共文武芸能見分イタシ候、惣人数七拾人余二付キ四ツ前ヨリ打立候、御軍賦役堀與左衛門・法元宇左衛門、書役甲斐弥右衛門招呼候、大鐘時分相済候、惣人数江金五百疋遣シ置候事」とある。

「鎌田日記」には、指宿郷士で学者として評価された平嶺新蔵という人物の扶助のため、正純の持切在肝付郡大始良郷南村で「指南」させようとした一件がある。天保十一（一八四〇）年十一月八日条に、

今朝五ツ過飯牟禮八郎殿入来被申候は、指宿郷士平嶺新蔵と申、年比五十位之者、学者ニ而不一通勝たる人物之由、右之者困究ニせまり、老母養方等手立無之、是非ニ不及候処より家中奉公之願有之候ニ付、若哉仕合ニより拙者召仕呉候へは、右之者ニも仕合、此方も旁為ニ可相成との趣承候ニ付、即答は出来兼候間、旁へ致相談、得と相考候上、何分返答可申、併南村之方へ差越、南中家来共へ何歟指南いたし呉候儀相叶候へは、此方ニも至而仕合ニ候間、随分皆々相談候上は其通取計度相咄候処、飯牟禮ニも至極尤ニ被存、右之取続いたし候旁江も一先其段可申込との事ニ付、決而之返答は追而可申入段、相頼候旁江も返答いたし置可呉候様申置候事、

と記されたこの件は、同年十二月九日条に顛末が記されている。

但飯牟禮氏より此内相談承候指宿郷士平嶺新蔵と申学者、南村家中諸指南方ニ召使度儀、先日小森八左衛門殿へ相談いたし候処、右之者此節不図相拘候儀ニ付而は、第一南村中心服いたす程合も無覺束、且此方所帯柄も、今度修甫相替候ニ付而は相応之扶持方いたす儀も難叶、右之者人と成も逐（逐―編者注）一不相知候間、先此涯取止可然哉と承、尤右之者老母之為養思立候儀ニ付而は、少しは明分も有之、扶持方不致候而は不叶時宜合ニ付、先右之形行を

今晚飯牟禮氏江断申入置候事、

この平嶺新蔵については後日談がある。安政四年十一月二十四日条に、「今日地頭所指宿郷士年寄平嶺新蔵一代御小姓与被召出、左候テ則今日句読師助被仰付、御扶持米等被下置、存外難有次第也、且先日ハ伊集院之坂本六郎モ被召出、当分小根占郷士之中村齋助モ御用申越相成居、段々諸郷ヨリ学文武芸ニテ被召出候次第成り立、難有事共也」と記されている。平嶺については、十二月十七日条に「八ツ後指宿ヨリ被召出候平嶺新蔵為仕廻方一往罷歸り、又々出府ニテ今日見廻候間、致面会候」とあるが、正純の記したように、学問武芸が積極的に推奨されるようになった、安政年間の変化の一端を窺うことができる。

しかし、以後も郷によつては学問のみならず、戦闘能力に関わる武芸稽古も不十分と報告された事例がある。肝付郡内之浦郷の場合を挙げよう。「名越日史」文久三（一八六三）年二月五日条に記載された、同月朔日付の内之浦郷所三役連署願書（当時名越は内之浦郷地頭。また、内之浦・始良郷物主）を左に挙げる。

軍役ニ付テハ近年追々被仰渡趣有之、殊ニ去春伍人組合帳差上候様承知仕、合帳差上置申候、其後御人数賦帳御渡相成、右ニ基キ賦帳差上置申候、然処此節職掌帳ヲ以勤場之次第、細々被仰渡趣承知仕、職務御請仕居候人柄実場ニ引競へ、得卜吟味仕候処、役職相勤候者共ニモ過半ハ近年諸郷ヨリ之移郷士ニテ、全体困窮者、於本郷茂在方中宿又ハ幼少之砌ヨリ大工職木挽職等ニテ諸郷へ稼ニ出其郷々去出之者共而已ニテ、筆算者勿論、武芸等之業合分テ無御座、帳面ニハ多人数相見得申候得共、土民同様之素生ニテ、実場之武用相立候者無御座（中略）爰許之儀モ人数御減少御願申上度奉存候、何

ソ御軍役太儀ニ存、右様申上候儀ニテハ曾テ無御座、前文之人柄故、後日之大患奉恐入、此等之御願申上候間、何卒成合候様被仰上被下度奉存候、

薩英戦争前の軍事負担増に対する誇張が若干含まれていたにしても、ここには当時の郷士の一面が示されている。名越時敏はこの件について、「不容易事ニテ表通難差出願書ニテ取次前より相下置候様相達置」、内分には軍役方へ申し出ている。

各郷では、幕末まで郷役に就く郷士の家を除き、学問の必要性への認識は低かった。藩庁への就役機会があった城下士は異なるだろうが、それでも就役機会の多少は学問に影響を与えただろう。幕末維新の状況変化は、学問をめぐる薩摩藩の状況に対して変化を与えることになったと考えられる。⁽²⁶⁾

第五章 明治初期の鹿児島県の文書管理

第一節 廃藩置県後の組織改変と職務励行

明治四（一八七二）年七月の廃藩置県により、旧薩摩藩領は鹿児島県となる。同年十一月、鹿児島県から大隅国と日向国諸郡の大部分が都城県、一部が美々津県に分かれ、同六年一月、都城県・美々津県の廃止により大隅国は鹿児島県に編入、日向国は新設の宮崎県となる。同九年八月、宮崎県は廃止され鹿児島県に編入、宮崎支庁が置かれた。宮崎県が再置されたのは同十六年五月である。

鹿児島県庁では、明治五年二月、県治条例に従い、庁内分課を庶務・聴訟・租税・出納の四課とし、同八年五月に学務課を設け、同九年四月

に第一から第六課に改めた。地方では、同五年初頭、諸郷に郡制を布き郡治所（十郷程度管轄）を設け、郡長・副長・里正・副正・戸長・戸長助等を置いた。同年七月、従来の郷村を大区・小区と改称、九月には郡長の称を廃し大区戸長、副長等は大区副戸長、戸長はそのまま、戸長助は副戸長となる。同六年七月、大区と鹿児島三町（上・下・西田町）に戸長役所を設け、八月、郡治所を廃し支庁を置き（大区戸長廃止）、行政系統は県庁、支庁、戸長役所となる。同七年一月、支庁の下に区長（地券取調兼任）が置かれ、同八年に支庁が廃され、行政系統は県庁（県令）、区長事務扱所（区長）、戸長役所（戸長）に整理される（三月に区・戸長の身分も官吏に準じ俸給支給）。区長制は、同十二年二月の郡長設置まで存続した。このように明治十二年まで、行政組織には種々変遷があった。⁷⁷

明治二年十一月十二日、諸局役人の職務励行が知政所から命じられているが、期待したものではなかったためか、同四年四月にも改めて通達されている。⁷⁸ここでは、筆者を含む勤務姿勢が問われ、速やかで確実な事務処理が求められており、日常的に各自が控帳を作成して、受け取った書類を記録し文書紛失の事態無きことが指示されている。

御一新以来諸局之冗官御省略之上者、在官之面々、深弁時勢勉勵、御用筋即々可相弁と之趣者、去々巳〔明治二年―筆者注〕十一月委細致布令置通候處、諸局より申出之書付類関係之局江吟味相下候節、動ハ相滞、問二者紛失之患も有之哉ニ相聞得、不可然事候付、各局奉行頭人者勿論筆者ニ到迄、申渡置候趣意相守、首尾之御用筋者速々相運候様可致取扱候、尤銘々兼而扣帳仕立置、請取之書付者夫々記置、紛失等無之様致取扱、旅行等之節、不相運御用筋者同席之内より慥次渡、請取候人より無滞可致首尾候、左候而、

至急期限等有之候書付類ハ、差出候局々より其訳張紙を以可申出候、此旨不洩様諸局江可申渡候、

辛未四月

知政所

藩治職制に基づき、知政所その他各部局に筆者が置かれたことは前述した。明治四年四月三日付で、「御一新前」の諸局の定役・助役の人数と現在の人数などが調査され、筆者を含む定員が定められている。⁷⁹藩政期の冗官削減と職務姿勢に関わる課題は、新政府・新体制下でも継続されていた。その一方で、文書管理に関しては、どのような指示がなされたのだろうか。また、文書管理に関わる制度や意識の変化はどうだったのか。⁸⁰以下に検討する。

第二節 文書管理関係通達―「鹿児島県布達」から―

行政組織の改廃が続く明治五（一八七二）年から十一年の文書管理について、「鹿児島県布達」・「御布達並雜書」⁸¹から発出年・月順に掲載し、概要を「一」から「十八」にまとめる。「一」は『鹿児島県史料集』四五、「一」は『同』四六の頁・文書番号を、へは割書きを示す。

「一」 明治五（一八七二）年八月（P24・一〇四号）

布告書之儀、至急之事件も不少ニ付而者、無滞可及通達者勿論之事候処、区内ニ依而者廻達不頓着召置候者も有之、御用及遲滞候段相聞得、不都合之至ニ候、以来右式之儀、屹与無之様心を用、急速ニ可令順達候、向後等閑ニ召置候者も有之候ハ、不依誰人見聞次第可申出候、此旨一同江早々可及布告候事、

八月

県庁

「二」 明治五年十月（P27・一二五号）

諸人願書類、以来目打豎紙二同案式通相認、差出候様可致候事、

但先度申渡置候通、三・八ノ日二可差出候、

十月 県庁

〔三〕 明治六（一八七三）年七月（P4・十三号、32・一四九号）

県下士族平民、其地所二相係候願書又者届書、区内戸長承届、継書を以地券方江申出候様、左候而、諸会社之儀も、地方〔所カ一筆者注〕二相係候事件者戸長より内〔所カ一筆者注〕々致布達、願書等も前件同様取計候様、尤願人大小区号・士族平民之訳可致片書旨、不漏様御布告相成度事、

西七月 地券方

右之通申付候条、致布告候也、

明治六年七月十九日 鹿児島県庁

〔四〕 明治六年七月二十九日（P33・一五四号）

以来布告之文書ニ者番号可相付候条、此旨相達候事、

同七月廿九日 県庁

〔五〕 明治六年八月（P5・十九号）

今般戸長役所之儀、県下三大区江沓ヶ所ツ、上・下・西田町

江沓ヶ所設立ニ付、取扱向之儀、左之通可相心得候、

一戸長之儀者、銘々請持区内之事件当任之事件候間、万端心を用、深

切ニ可致取扱事、諸布達書至急之事件者、時々雇人、直持を以

可致順達候事、

但雇人直持之節者、其時々可及沙汰候、

一常躰之布達書者、各戸順次ニ為継渡、尤幾日限と相極、其備日

通り役所江無間違為致返納、布達皆済之届、時々県庁江可申出事、

但布達等閑ニ心得、順達遷延ニ及候者も候ハ、不差置可申出候、

一行状衆ニ勝れ、并鰥寡孤独之者者、情実を誘明し不差置可申出事、

一戸籍出入生死等之儀者、日々帳簿加除し、時々可届出候事、

一口事争論等之儀者、戸長前より可成論解せしめ、大事ニ不及様、

精々可致注意候事、

一願意・訴訟等之書付類者、戸長中吟味遂、願人之区内戸長連印を以、定日ニ可申出候、至急之儀者、定日ニ不拘候事、

一通路・渡川等、不取荒様致注意、万一屋敷掛之者不頓着ニ召置候向も候ハ、戸主を相論、清潔ニ致取扱候様、尤洪水等ニ而及

大破候場所者、速ニ可届出事、

右之通定置候条、諸事無緩怠可取扱事、

明治六年癸酉八月 鹿児島県庁

〔六〕 明治六年八月三日・四日（P33・一五五号）

第三号

各区郡治所廢止、更ニ支庁相立候条、官員出役迄之間、伺向届等之儀ハ其課江以郵便可申出事、

同八月三日 鹿児島県庁

諸伺申出等、界紙ニ相認可差出事、

西八月四日 庶務課

三課・地券方江達シ相成候事、

〔七〕 明治六年十月三日（P38・一八二号）

諸郷より差出候願書類、是迄同案式通ツ、差出来候得共、於支庁も

少人数繁劇、帳留等仕課兼、於本庁者尚更之事件付、以来都合三通

ツ、同案為差出、式通者本庁江差廻候様可致候、此旨及布告候事、

癸酉十月三日

県庁

右之通、管下江不洩様布達可有之候也、

癸酉十月三日

庶務課

第一二三四支庁

〔八〕 明治七（一八四七）年八月七日（P8・三五号）

一市街中諸人門明直并小門明願之儀、時々願出、許可相成来候得共、
以来者、仮令者東口を西口ニ明直候節ニ限り是迄之通願出、其
地表口不相替分又者小門直之儀者、戸長江時々届書差出、戸長
より右届書地券方江差出候様可致候事、

一諸人居屋敷四壁垣通曲折有之、并合候様垣相直候儀、自儘ニ相
直候も間々有之、右者第一畦歩増減者勿論、通路之障碍ニも相係、
不可然儀ニ付、以来絵図面相添時々願出候様可致候事、

一地所諸願書差出候節、地所番号不相記、混雜之訳も有之候ニ付、
片書大小区何番地、又者何番地借地之訳記載、差出候様可致候事、
右之趣無遺漏可及布告候事、

七年八月七日

鹿児島県庁

県下戸長

〔九〕 明治七年（P9・三六号）

当戌年中生死出入、一月より十二月迄月々取分ケ出入之訳、且養
子遣又縁与等之出入者、何大区何小区何番屋敷江取遣候訳巨細相
記可被申出候、右者当年中戸籍取調惣計いたし差出候様庶務課よ
り被相達候間、無遺漏来ル廿日限可被申出候、依而致順達候ニ付、
無滞被相廻、留より御返し可有之也、

但出入無之方者、本文ニ張紙を以其訳可被申出候、

〔十〕 明治十（一八七七）年九月十日（P91・三八五号）

支庁ヨリ各出張所へノ諸達及指令文、并主張所ヨリ差出候諸届
等ノ結文、是迄一定ノ規則無之、区々相成、不都合ニ候間、別紙ノ
通、当分仮定候条、此旨相達候也、

十年九月十日

宮崎支庁

高鍋救恤取扱所

別紙

支庁ヨリ各出張所へ達文例

廉立タル事ニ用ユル例

何出張所

何々ノ義云々取計、此旨相達候事、

宮崎支庁

尋常ノ事ニ用ユル例

何々ノ義云々可申出、此旨相達候事、

宮崎支庁

何出張所

同伺へ指令文例

書面云々（取計心得候）可申事、

宮崎支庁

出張所ヨリ支庁へ伺届文例

何々ノ義云々可然哉、此段相伺候也、

同上申文例

何々ノ義云々（何々ノ義ニ付届此段及御届、開申具状等）候也、

〔十一〕 明治十年九月十一日（P93・三九〇号）

沽券税施行ノ各市街及郡村トモ、今般兵乱ニ付損地相成候場所取調方、別紙該所管区戸長江達方可取計、此旨相達候也、

十年九月十四日

宮崎支庁

都城

宮崎支庁出張所御中

日向国

区戸長

沽券税施行ノ各市街地及郡村トモ、今般兵乱ニ付破毀焼亡ニ罹リシ宅地、又者台場ヲ築キ、又ハ踏荒シ、又ハ無仕付ノ場所等調査トシテ、不日官員派出致サセ候条、別紙雛形ニ倣ヒ、一村限り詳悉取調置、右官員着之節可差出、尤派出日限ハ追テ可相達、此旨相達候事、

明治十年九月十一日

宮崎支庁

美濃紙縦帳

兵乱ニ付家屋焼亡ノ地所取調帳

第何大区何小区

何国何郡

何町

(以下、文例省略)

〔十二〕 明治十年九月三十日 (P 102・四一九号)

自今諸願伺届等ハ、総テ三通宛差出可申、此旨相達候事、但人民他出届等些細ノ事件ハ、不及三通候事、

明治十年九月三十日

宮崎支庁

〔十三〕 明治十年十月三十日 (P 123・四七二号)

支第百三十六号往第三百五十六号

従来県令へ宛差出候書状、至急ヲ要セサルモノモ至急ト表シ、秘密ニ涉ラサルモノモ親展ト題候有之、文書取扱上錯誤ヲ生候ニ付、尔来時日ヲ限ル程ノ事件ハ至急ト書シ、機密ニ涉ル事件ハ親展ト書シ、其他ハ右等ノ文字ヲ濫用セサル様可致、此段相達候事、

明治十年十月三十日

鹿児島県令岩村通俊

〔十四〕 明治十年十一月十六日 (P 13・二二二号)

支第百八号

宮崎支庁

今般区戸長配置方向仮職制章程及心得方并等級表、別紙之通相定候条、為心得此旨相達候事、

明治十年十一月十六日

鹿児島県令岩村通俊

別紙

記

一戸長配置之事

(中略)

記

一筆生ノ事

区长事務扱処一個ニ付式人乃至三人ヲ雇入レ、筆算等該役所ノ雑務ニ従事セシムヘシ、尤撰挙ノ上、族籍・姓名・年令・給料トモ届出ツヘシ、

但給料ノ儀ハ、十八錢ヨリ多カラス十錢ヨリスクナカラサルノ日給ヲ適宜給与スヘシ、

一 区長事務扱所ノ事

(後略)

〔十五〕 明治十年十一月二十四日〔P20・三四号〕

本県五月以来、県下開戦ニ際シ職ヲ兵馬ノ間ニ奉シ、事或ハ即決急施ヲ要スルヨリ、不得止専決候筋モ有之候処、今日ニ到候テハ一々府県職制章程ヲ恪奉シ、其他定規ヲ踐行候ハ勿論ノ儀ニ付、各課此意ヲ体シ、毫モ干犯抵触之儀無之様、厚注意可致、此段相達候事、

但今後事務上ニ於テ定規成例ヲ踐行難致次第有之節ハ、各課長ニ

於テ理由ヲ審明推査シ、其所見ヲ記シ、朱筆付帖ノ上差出候儀ト可相心得事、

明治十年十一月廿四日

岩村県令

〔十六〕 明治十年十二月一日〔P25・四六号〕

乙第四十一号

正副戸長

区長事務章程末文ニ、其他へ総テ細大トナク県令ニ具申シ云々ト記載シ有之ハ、総テノ具申書、県令宛ニ相認メ、該所轄庁又ハ出張所へ進達致候儀ト相心得、尤モ親展ヲ要スル書面ハ一切本庁へ可差出、此旨相達候事、

鹿兒島県令岩村通俊代理

明治十年十二月一日

鹿兒島県大書記官渡辺千秋

〔十七〕 明治十年十二月十九日〔P40・九〇号〕

本月中各自受領ノ件、来ル廿五日ヲ分界トシ、左ノ通取調、廿七日限可被差出候也、

明治十年十二月十九日

小野支庁長

都城出張所

一 諸願伺届及本庁達其他照会書等、合計何拾件、

内 何件 指令及ヒ回答済

何件 推問中

何件 支庁申達

何件 調査中

〔十八〕 明治十一年二月十二日〔P64・一三三号〕

乙第三十二号

区内人民諸申牒奥印等ニ可用為メ、左ノ雛形ノ通、役印彫刻可致、此旨相達候事、

但彫刻ハ経費金ノ内ニテ可相弁事、

明治十一年二月十二日

鹿兒島県令岩村通俊

五分五リン方

何級	何級
区長	副区長
何ノ誰	何ノ誰

1 布達の順達・遅滞への対応と周知徹底の課題

明治五（一八七二）年八月の通達〔一〕では、区内での布告書の順達に対する不順着、その結果としての遅滞が指摘されている。布告文書には、同六年七月二十九日付で、番号を付すことが通達された〔四〕。この状況下で、同九年八月の県令大山綱良達書⁽⁸⁾が出される。

第七十号

庁下戸長

諸事告達類、戸長より管下江通達スル事候得共、庁下手広之毎小区一通之回達ニ而者時日ヲ遷延シ、又問ニ者不通達之儀共有之哉ニ相聞得、禁令規則等三十日間ニ者必人民無遺漏熟知致様無之候而者、第一民刑裁判上ニ関渉する事件ニ付不都合を生ずる訳ニ候、依而今般活字版機械購求、即今取立方中故、落成次第諸布告類摺出し、毎小区一・二通ツ、可下渡候ニ付、区内へ致廻達候儀者は迄之通ニ而、尚人民通観之ため、県庁門前并庁下各大区戸長役所前へ新ニ揭示場建設、諸布告類三十日間致揭示候様、無洩可相達事、

九年子八月

鹿児島県令大山綱良

布達の迅速化と周知徹底のため、県庁では活字印刷機の導入による布告類の摺り出しが図られ、これを各小区ごとに配布し、県庁・各大区戸長役場前へ掲示することが予告されている。当時、布告類の通達遅滞や不通がなお問題になっていたことが窺える。

2 付紙・継紙からの脱却

明治四（一八七二）年九月十八日付太政官通達により、近世に発達した付紙・付箋形態から、申請者があらかじめ余白をつくって上申し、官庁側が本紙余白へ朱書・捺印する方式が採用され、この段階で「諸願伺書」に対する文書処理方式が確定したことが指摘されている。⁽⁸⁵⁾

(三)では、明治六年七月、地所に関係する願書や届書について、区内戸長の継書をもって地券方へ申し出ることとされている。願や伺書ではないが、同七年の通達の順達・返却等の指示⁽⁸⁶⁾にも張紙（付紙）の事例が確認できる。一方で、同十一年二月十二日付で出された諸申牒奥印の雛形通達〔十八〕では、「区内人民諸申牒奥印等」に使用するため雛形のとおり「役印彫刻」を行うように命じられており、公印を申請

文書の奥に捺す形式への移行が窺える。

3 願書・伺への対応―恣意の排除・賄賂等の禁止

明治五（一八七二）年十月、県庁から、願書類には「目打豎紙」を用い、案紙二通の提出が指示された〔二〕。願書案二通を提出させて保管の便宜を図ったことが窺える。なおこの通達は、同年四月、従来「各課官員私宅」において大小の案件の願意について申請してきたことが、少なからず「従前之悪弊」の原因であるとして、毎月三・八の付く日の四ツ時から九ツ時までと日時を指定し、内容に応じて各課（例えば訴訟関係は聴訟課など）に願書を提出するよう県庁から通達されたことに対応するものである。この後、願書や伺書については、同六年七月二十七日付で左のように通達された。⁽⁸⁷⁾

一 県庁江相付諸願・伺等之儀、大小共以来戸長江相付願書可差出、其上毎月二・五・八之日取束、第十三時限其課江可差出、依事柄人召列、情実可申出事、

一 平民願向等之儀、戸長役所江相付差出候儀共、前条可為同断事、
一 官員私宅江直訴訟等内意申立候儀、譬へ条理明瞭成事件たるとも一切採用不致候、

明治六年癸酉七月廿七日

大山綱良

鹿児島県権令

戸長の連印をもって定期的に上申するように定められ、官員の恣意が入らぬようにされている。これは、同年八月の戸長心得〔五〕⁽⁸⁸⁾の、第二条「諸布達書至急之事件」、第三条「常躰之布達書」、第八条「願意・訴訟等之書付類」への対応指示と対応する。

官員との私的関係で「任職」や願い事を有利に運ぼうとする動きは、

藩政期の重役などへ就役運動を行ったことと同様に、この頃もあったの
だろう。明治八年四月十四日、三町区長・県下戸長に対して礼物禁止が
通達される⁽⁹⁾。「旧弊」は、藩政期の就役運動を連想させる。

諸人願意等之事件ニ付官員江賄賂又者礼物等進送候条、兼而嚴命
を下シ令禁止候處、既ニ先度官員之内心得違犯罪之輩有之、夫々輕
重ニ応シ罰則申付候儀者孰れも承知之通ニ候、然處于今旧弊相流
れ、任職又者願濟等之節礼物等致進送候者有之哉ニ相聞得、官員
ニおいてハ相受候者勿論無之筈候得共、此涯進送致候者有之候ハ、
不閣、其名前相頭候ニ於てハ本人同様罰則可申付候条、此旨篤く可
致貫徹候事、

四月十四日

4 願書・伺への対応―帳留から書類綴込みへ

明治五（一八七二）年十月段階〔二〕では、願書類の案紙二枚の提出
とされたが、これは同六年十月三日付通達〔七〕により「諸郷より差出
候願書類」は従来の案二通から三通提出とされた。諸郷、すなわち当時
の大区・小区制では大区から提出される願書が支庁に提出された際、当
初は帳留（筆写）されていたこと、支庁の人員が限られる中で、業務改
善（繁劇緩和）のため、願書案一通は支庁が保管、二通を県庁へ提出
することに变更されている。支庁での帳留から書類綴込みへという、近
代的文書管理への過渡的状況を示していると考ええる。なお、鹿児島県に
編入された宮崎支庁でも、同十年九月三十日付で「諸願伺届等」三通
（些細な件は除く）宛提出との通達〔十二〕が出されている。

5 官用紙・界紙（罫紙）の使用

明治六（一八七三）年八月四日、支庁を設けたことに関する鹿児島県

権令大山綱良の通達が出された。県庁直轄（桜島・郡山・伊集院・谷山・
重富）の他に、第一支庁（所在地加治木）、第二支庁（同隈之城）、第三支
庁（同垂水）、第四支庁（同知覧）、第五支庁（同種子島。管轄区域のうち口
之島など七島は十月十九日に第六支庁管轄とされた。）、第六支庁（同大島。た
だし開設されず）であった⁽¹⁰⁾。同年月日の通達〔六〕はこれに伴うもので
あるが、特に伺書に界紙（罫紙）使用を命じる点に注意したい。

既に明治二年十二月十三日付太政官通達により、中央官庁・地方の府
藩県などの諸官庁では、従来官用紙定式が無かったことに対し「官用界
紙定式」が示された。これによれば、紙本は美濃紙・大半紙、その他美
濃紙・大半紙と同尺度の紙を用い、界紙は雛形を別紙に示して、官省府
藩県、諸局の号を版心に署し、印刷するものとされ、翌年二月から「定
界紙」使用が指示されている。官用紙の定型化、界紙（罫紙）導入とと
もに、このことが従来の継紙の形状式の文書から、料紙を袋折りして綴
じる簿冊的形態へ、すなわち「継紙からの訣別」を宣言し、一枚の「用
紙」をもとに文書を作成する近代文書行政への道を開くもの」と指摘さ
れている⁽¹¹⁾。

鹿児島県の界紙（罫紙）使用に関する通達を以下に挙げる。

明治四年八月十八日・同五年九月二十四日付太政官布告と同八年二月
七日付県令大山綱良添書⁽¹²⁾とともに、同年二月十日付鹿児島県庁達書で、
諸願・伺・届書等の書式が示された⁽¹³⁾。

諸願・伺・届等、自今本紙・扣トモ界紙認、其事件之大趣意を摘ミ
本文之前行ニ二三字引下ケ、其儀ニ付願或伺或八届ト相認可差出、
尤自今一身二拘り候儀者、美濃紙ニ相認可差出、且前日差出候願・
伺等之儀ニ付、後日再書面差出候節者、某云々ト認可差出事、

但是迄其事件之大趣意を上包江張紙して差出来候處、以来八直

二書載可申候、

(明治四年)
辛未八月十八日

太政官

各府縣管内江布達之文書并其府縣官員及管下人民、江差出書面之儀、従前何庁と相認め来候處、以後其管轄長官之名前を以布達可致、又人民より江差出文書茂同斷長官之名前を宛テ可相認事、

(明治五年)
壬申九月廿四日

太政官

管内江布達并人民願・伺等書面之儀二付、別紙之通書式公布相成居候條、自今従前之書面相改、別紙書式ニ照準シ相認可差出、左候而界紙持合無之者者、半紙又者百田紙ニ相認差出候共不苦候、此旨布達候事、

(明治八年)
亥二月七日

鹿児島県令大山綱良

一何方何村之内荒蕪地拂下之願意

一何区何小区士族又者平民何男養子貫請又者養子違変之願意

一何方大雨又者早魃二付災殃之御届

一何方第何番地士族又者平民嫡子・嫡女又者次男・次女孝養之儀

二付具状之御届

一賊難二付即時之景況及盜取候品物之御届

一私事云々、一乍恐奉願候云々

此段御届申上候也、此段奉願候也、此段奉伺候也、

第何大区何小区

士族又者平民

明治八年乙亥何月日

何野何某

大山鹿児島嶋県令殿

令上京之節八次官

諸願・伺・届書等之法式、右江照準シ相認可申出、此旨相達候事、

亥二月十日

県庁

明治四年八月・同五年九月の布告を受けて、鹿児島県でも同八年二月に書式の統一が図られたこと、界紙(罫紙)使用についてはなお半紙での代用が認められており、同六年八月四日の通達以後も、官庁内はともかく、一般県民が諸書提出する場合の界紙は未だ普及浸透していないことが確認できる。⁽⁹⁴⁾ 同十年九月十四日付で宮崎支庁から日向国区戸長宛に出された通達〔十一〕では、西南戦争の被災地一村悉皆調査の雛形は「美濃紙縦帳」で指示されている。

6 その他文書管理関係の通達―西南戦争前後―

明治七(一八七四)年八月七日付の地所関係の申請における注意〔八〕では、願書提出の際に地所番号を記さないため事務混雑の状況があり、対応策として地番(大小区番地など)を肩書きするよう定めている。既に明治五年の壬申戸籍調査のため、鹿児島城下でも六組の称が廃され、県庁・官舎・私宅の区別なく番号を付し、雛形のとおり標札を掲げること、諸郷小区の場合、郡長が定めるとされている。⁽⁹⁵⁾

明治九年八月二十一日に宮崎県が鹿児島県に編入され、宮崎支庁が置かれた状況で、同十年二月に西南戦争が起こる。この中で、六月二十七日には薩摩・大隅国は本庁直轄、日向国は宮崎支庁所管とされ、出張所が置かれた。⁽⁹⁶⁾ また、戦争被害者に対応して各地に救恤取扱所が設けられる。このような中で、高鍋救恤取扱所宛の九月十日付宮崎支庁通達では、支庁と出先機関の間における結び文の規則がないため不都合を生じているとして、仮ながら結び文の書式が通達されている〔十〕。このように

書式が定式化する中、官庁相互の文書の内容把握・文書管理上、表記の統一が図られていく。例えば、明治十年十月三十日付で出された、県令宛文書〔十三〕の緊急性・秘密の程度に応じた表記（至急・親展）が示されている。なお、西南戦争後の区戸長については、明治十年十一月に新区戸長を任命するため「区戸長配置方同仮職制章程及心得方并等級表」が通達され、区長事務所二・三人の「筆生」を雇用し「筆算等該役所ノ雑務ニ従事セシムヘシ」とされている〔十四〕。

西南戦争直後、官庁の文書関係の規程については、明治十年十一月二十四日付で県職制章程の遵守、定規の例外対処などが通達された〔十五〕。事務上問題がある場合には、各課長が所見を記し「朱筆付帖」して上申することとされる。同年十二月一日、区長事務章程に関する確認〔十六〕では、区長事務章程末文の「其他へ総テ細大トナク県令ニ具申シ云々ト記載」について、全ての具申書は県令宛に認めて所轄部局へ進達すること、秘密に関わる「親展」を要する書面は全て本庁へ提出せよ、と指示している。同年十二月十九日付の宮崎支庁長から都城出張所宛通達〔十七〕では、「指令・回答済、推問中、支庁申達、調査中」に分け、合計件数の報告を求めるもので、近代的文書管理の進展が窺える。鹿児島県でも、官員の恣意や賄賂禁止を謳う一方で、布達の周知徹底、付紙・継紙からの脱却、願書・伺いの帳留から書類綴込みへの変化、界紙の使用、官庁の書式統一といった近代的文書管理が次第に整えられていた。この中で、藩政期に書役であった人々はどのように過ごしたのだろうか。六章では、藩政期の書役だった人物の例を取り上げる。

六章 藩庁書役の迎えた明治

第一節 上村慶吉

鹿児島市第二代市長（明治二十四（一八九二）年四月～同四十年六月在任）となった上村慶吉は、履歴⁷⁹によれば、天保十一（一八四〇）年に上荒田（現・鹿児島市）に生れ、安政三（一八五六）年七月に用人座書役助、文久三（一八六三）年に中小姓として江戸藩邸勤務、元治元（一八六四）年六月に用人座書役となる。

戊辰戦争に半隊長として従軍、明治三（一八七〇）五月に糾明奉行見習、閏十月に民事奉行見習、同四年三月に福山・敷根・財部・末吉・岩川の五箇郷庶務取扱、同五年二月に美々津県庶務取扱、高岡・綾・倉岡・穆佐の四箇郷取扱を命じられ、同年五月に美々津県権少属（聴訟課勤務）、十一月に少属、同六年二月に宮崎県権少属（延岡支庁詰）、十月に少属、同八年四月に鹿児島県十五等出仕（聴訟課勤務）、十月に権少属、同九年三月に学務課へ転課、同十年二月十日に依頼免職、西南戦争に従軍して捕えられたが、職務の功勞により罪を免じられている。

明治十一年九月に鹿児島県御用係、十一月に九等警部・延岡警察署長、同十二年七月に八等警部、十二月に鹿児島警察署詰、同十三年三月に鹿児島県八等属・衛生課兼務となる。同十四年三月に七等警部兼七等属、同十五年一月に鹿児島県警部兼七等属となる。この間、警察事務やコレラ流行への対応などに精励して度々慰勞・褒賞を受け、後述の兎玉宗之丞の日記にもその名前が出てくる。以後、沖縄県の警部、加治木警察署長、鹿児島県典獄などを歴任、鹿児島市長となる。約十年間の用人座書役の経験は、明治初期の訴訟関係事務や諸郷庶務、さらに衛生業務

も行った警察事務などに生かされたものと推察される。

第二節 児玉宗之丞の履歴

次に、藩政期は家老座書役、明治時代に鹿児島郡・鹿児島県の文書管理に関わった、鹿児島城下土児玉宗之丞実則の事例を挙げる。安政六（一八五九）年の城下絵図では、現在の鹿児島市新照院町に児玉宗之丞家がみえ、天保十三（一八四二）年頃の絵図では、同所に児玉善兵衛の名がある（本稿で示した児玉善七・五兵衛父子の家は別家⁸⁸）。児玉宗之丞の名は、「雑譜」安政六（一八五九）年正月二十九日（帳掛等）と五月八日条にみえ、この頃には就役していたことが確認できる。【表2】

「児玉宗之丞日記」（以下、「児玉日記」）⁸⁹ 解題によれば、父は異国船係書役に就き、フランス船来航に際して琉球に滞在した経歴をもつという。宗之丞は家老座年中記清書係書役（この点は「雑譜」記事と符合する。）から家老座書役（筆者）を経て、慶応四（一八六八）年四月に儀（議）政所筆者となり、戊辰戦争にも従軍（監軍・小隊長・軍務局調役助）、明治五（一八七二）年に県庁の船改方、運上取扱係などを経て、同七年三月に奈良県書記となる。家の事情から翌年六月辞任、十月に鹿児島県庁の警察専任となるが、西南戦争のため同十年四月罷免、同十二年郡役所戸籍係を経て、三月初めから郡役所書記となったという。

明治十一年七月の郡区町村編制法発布に基づき大小区制廃止、同十二年二月郡制が施行され、郡長以下の勤務する郡役所が置かれる。当初、鹿児島郡役所は築町（現・鹿児島市名山町）に置かれ、管轄は鹿児島・谷山・熊毛・馭謨（こむ）郡、同十四年七月に日置郡が加わった（同十八年七月に熊毛・馭謨郡は大島支庁管轄）。徴兵事務のため、宗之丞が鹿児島

郡の他に、谷山郡や熊毛・馭謨郡の種子島・屋久島に出張し、戸長選挙（明治十二年十月、戸長選挙法公布、十二月公選）に関して日置郡申木野などに赴くのもこのためであった。宗之丞は、郡書記就役以後、郡役所や県庁に勤め、同二十一年五月一日に免職となる。以下、その活動から、書記や文書管理に関わるものを挙げる。

第三節 児玉宗之丞の活動（一）郡書記・検疫委員

明治十二（一八七九）年三月、鹿児島郡書記に任命された宗之丞は、同年九月二十六日付で熊毛・馭謨両郡徴兵調のため出張を命じられた。船待ちの間、二十九日に郡役所から種子島へ「社寺宝物相改置候事二付調査ヲ遂ケ、不都合無之様可取計旨」の問合書を出す。十月六日に出帆、七日に種子島に到着、戸長役場で徴兵調や社寺宝物調その他を通知し、以後、各戸長役場や旅宿で徴兵検査を実施。二十二日には屋久島に渡船、同様に検査などを実施した（帰宅は十一月十七日）。

十一月二十四日付で郡役所から「鹿児島郡荒田村外七ヶ村戸長撰挙会ニ付巡回」を命じられ（七箇村は中村・田上村・西田村・宇宿村・郡元村・西別府村・武村。二十六日、中村と郡元村は選挙見合せで取り消し）、三十日に荒田村で選挙があり、当選人（一位から三位）へ連絡や出席者への発表を行う。十二月一日には宇宿村選挙会、二日には西田村・武村両村会場に赴き（第二位は「元戸長山口彦七」。注（94）を参照）、田上・西別府両村開場の開票と結果通知を行う。

十二月十七日には郡役所で「十三年徴兵事務取扱」を命じられ、十八日には谷山郡徴兵調のため出張を命じられる。十九日には谷山郡徴兵事務官（有馬純行）代理を命じられ、直後に谷山戸長役場に向かう。翌日

から徴収名簿確認などを実施、二十二日に検査実施、翌二十三日には徴兵人名・検査その他の書類取調などを行っている。

明治十三年二月十日には、郡長から明日の「鹿児島一円徴兵下検査」に際して郡長徴兵事務官（有馬純行）代理を命じられる。宗之丞は、旅館に到着した県の徴兵事務官（正木善一郎）から郡役所へ照会のあった「壮丁名簿人別表」を届けている。十一日条によれば、宗之丞は正木と協議後に西本願寺別院で検査を実施、午後三時過ぎに帰っているが、「是迄徴兵取調方二付、長詰又ハ宅へ持帰清書共致シ、先ツ都合能相済致安心候」と記している。事務遂行のため、超過勤務や仕事の持ち帰り程度であったことが窺える。同年九月三十日には、郡役所において再び「来十四年徴兵事務取扱係」を命じられ、十二月二十一日の徴兵事務で長詰した宗之丞は、二十三日にも翌日の徴兵検査における郡長事務代理を承知している。

明治十四年七月の郡制区画改正で日置郡が鹿児島郡に属し、三十日には郡役所も山之口馬場（現・鹿児島市山之口町）に移転された。このため「十一時比ヨリ諸道具帳簿等」が運搬される。この年はコレラの流行があり、八月十八日に検疫委員を命じられた宗之丞は、翌日郡役所で委員任命の経緯を説明して事務引継を行い、予防事務所に出頭している。八月二十六日には「諸書類写方致シ四時過退出ス」、翌日も同様、二十八日は日曜日だったが、出勤して「諸布達等取調方大概相済」て課長に提出している。

九月二日には、コレラへの対応で来県していた内務省官員（武昌吉）が串木野へ派出となり、郡役所から書記一名の派遣要請に対し、宗之丞の出張となる。三日、市来に一泊し（この際に警察分署で上村慶吉の滞在

先を聞いている）、四日に串木野到着、以後は衛生事務と戸長撰挙に従事し、八日に帰宅している。以後、宗之丞は、同月二十二日に引き払われるまで、予防事務所の事務を中心に勤務する。この間、十日条に「諸達署等写方致シ候」、十九日条にも「出頭ス、席列刺病一条ノ諸書類写方終日致シ」とあり、筆写を一日中行っている。通達原本の綴込みがあったかどうかは不明だが、回達の筆写か、必要事項の抜書や整理であろうか、この時期でも、役所において諸書類の筆写が行われていたことは分かる。

宗之丞は、九月三十日に県庁衛生課で前日付検疫委員解任の通知書を受け取り、警部上村慶吉宛に送付し退出している。ところが十一月七日付で、宗之丞は「庶務係衛生専務」を命じられ、「衛生事務是迄何モ着手無之」「迷惑」と記している。予防事務所での実務経験を買われての委任であろう。明治十五年六月二十四日には、県庁において大書記官（上村行微）から、同十四年コレラ流行の際の「該事務二就日夜勉強二付」手当金五円を給与されている。同十六年一月二十七日条には「席列刺病糺事編纂」を行っていることがみえる。

一方、同十五年一月九日に日置郡川田村・油須木村戸長選挙会へ郡長代理で出会を命じられ、十一日に川田村戸長役場での投票に出席、開封後の事務を行い、当選者からの請書を受領後に帰宅している。五月六日には、串木野郷荒川村戸長選挙会に出張の命があり、九日に投票と開札を行い、当選人から請書を提出させている。七月八日にも、「明九日ヨリ十一日迄戸長改撰二付鹿児島郡各戸長撰挙会二付出張」を命じらる。八月三日には「鹿児島郡上之園通町・高麗町・荒田町・荒田村・中村・郡元村戸長再撰挙会」出張を命じられ、四日に立ち会っている。

この他、明治十五年三月三日条には「活版摺立方一条二付新聞社迄差越、五時前退出」、翌四日条に「十二時ヨリ新聞社へ相頼置書□婚姻縁付月報表受取ニ参り、夫ヨリ文部活版所へ参り相頼置候而帰」とあり、二十五日条に「月報表□□漸ク活版摺方出来候ニ付、直ニ各戸長役場へ配達致シ置候」とある。トラブルがあったのか、二十八日条には「出産婚姻死亡月報表ノ事件」で関係者四人が出頭し口演の趣があったことや、四月二十五日条に「衛生課へ月報事件ニ付差越」とみえ、六月七日条にも「月報表事件ニ付県庁へ差越候」とある。

明治十五年十月三十一日付で、鹿兒島・日置・谷山・出水・高城・伊佐・揖宿・川邊・給黎・大隅郡徴兵入営につき、熊本鎮台までの付添人を郡長から命じられた宗之丞は、「則入営一件ノ書類共閱見取方」を行っている。十一月三日に出発した宗之丞は、七日に熊本鎮台へ到着の名簿と添書を書き提出、翌八日に兵員を連れて出頭し、受領証を受け取り熊本を出立、十五日に県庁兵籍課へ提出した。明治十五年中の事務勉勵に対して、県庁から同十六年一月十五日付で金七円が下賜された。

明治十六年二月十七日付で、宗之丞は郡役所から「学務係衛生専務兼学務専務」を命じられ、十九日に出勤して学務係へ引き移っている。以後、「児玉日記」には各学校試験に出席する記事が続く（十月四日には郡長から「学務係学務専務兼衛生専務」を命じられる。）。また、六月九日には「官報取調」も命じられる⁽⁴⁰⁾。

この年も宗之丞は戸長選挙事務に関わっている。明治十六年八月二十七日、日置郡西俣村・袖須木村・郡山村戸長選挙会出張・郡長代理の二通が届き、二十九日に戸長選挙開票に立ち会っている。十月十五日には中村・郡元村・荒田村戸長選挙会、十二月十日には日置郡石谷村戸

長選挙会に立ち会っている。一方で、九月四日には「出産離婚死亡表改正布達相成候事件ニ付、尋問旁ノ儀有之」として、県庁へ赴いている。これらの活動から、十二月二十七日にも、鹿兒島県令から「本年中事務格別勉勵」につき「為其賞金五円」が下賜されている。

明治十七年一月十五日、宗之丞は「庶務係戸籍専務」を命じられる。十五日条には「郡長ヨリ左之通戸籍係ノ御達書被相渡候ニ付致吹聴、学務ノ事務継渡方共致シ、則より戸籍方へ可参トノ儀、松元ヨリ承、三時過、机共相直シ、彼ノ方へ参り候処、田中氏事務段々過分ニ相滞居、何より可致着手様ニモ無之、実ニ迷惑千万也」とある。人的資質にもよるうが、郡役所内の事務引継には問題もあったのだろう。十六日条にも「田中残務書類調方共致シ、書類過分ニ有之」とある。以後も事務見分に多忙で、二十日条には「休日ニテ候得共、田中氏残務取調方ニ付出頭ス、五時過退出」とある。

業務のため休日出勤する事例は、度々「児玉日記」にみえる。例えば明治十七年二月三日条に「日曜、十二時前迄一月一日調致算面、大山氏へ次渡」、四日条に「戸籍事務多忙ニ付一名被召入度旨、郡長へ申出候処、写字生重田氏へ明日ヨリ出張候様達シ相成候、本日ハ四時ヨリ退出ス」とある。写字生・筆工が臨時配置されることとなり、五日条には「重田氏本日ヨリ筆工ニテ被出候」とある。この明治十七年は、三月二十八日条以降「十五年度地租税未納事件」への対応記事が続いて記載されている。

明治十七年四月八日、宗之丞は「郡書記一統雇ニ至ル迄都テ辞表差出候様被達候」と伝えられ、辞表を提出、帰宅後の四時過ぎに郡役所から「依願免本官ノ辞令書」が届き「御請書」を提出する。翌日に事務引継

のため出頭するように通知があり、十日八時前に出頭し「事務引渡方書面ヲ以受取度トノ事ニ付、其通ニシテ引渡ス、先日未納処分トシテ出張ノ復命書モ差出候様トノ儀ニ付差出、旅費モ相受取候而旁相済、午後一時過罷帰候事」と、必要な事務手続きを済ませている。特に引継書の作成が要求されていることに注意したい。四月八日付の辞令書と十日付の賞状が十一日に届き、宗之丞はこれを日記に記録している。満四年勤続の賞金は十六円だった。

ところが同月十六日条に「六時過、郡役所ヨリ旧事務引継相済候処、其後追々各所ヨリ照会等ノ趣モ有之、旧吏取扱ノ件ニテ不分明ノ廉々有之、明十七日午前第八時出頭可致旨申来候」とあり、十七日九時前から郡役所に赴いた宗之丞は、「旧係ヨリ相勤貰ひ度トノ儀ニ付本之通官等ニハ迎も至ル間敷、然シ追々ハ能都合ニ可致候間、可相勤哉之旨」を聞き、事務尋問の度に出頭することも困ることから、正式に通達があれば出勤してよいと回答している。この後、郡役所から明日午前九時出頭、庶務係へ届け出るように指示があり、十八日に出席した宗之丞は、戸籍係勤務、雇いで月給は六円との辞令書を受け取り、請書を提出した。⁽¹⁰⁾五月三十一日条に「筆工ノ人数本日迄ニテ免シ相成ル」とあることも、人員削減に関わるものだろう。七月二十六日には、郡長(右松祐永)が依願免職、新郡長(四等属池田休兵衛)任命により、宗之丞は明後日の事務引継のため「帳簿等取調方」を行い四時に退出、郡書記四名(この中には、六月十一日条に郡書記を拜命したとみえる石原氏も含まれている。)が辞表提出を命じられた、と日記に記している。

以後も、日記には書記としての様々な活動が記述されている。八月二十五日には大風雨のため、帰宅した宗之丞へ急ぎ出頭の命が届き、倒

壊した家の員数調査などが命じられ、数日間、倒壊家屋調査のため現場や戸長役所などに向かっている。

第四節 児玉宗之丞の活動(二) 郡役所から県庁庶務課勤務

明治十七(一八八四)年九月十三日、県庁に出頭した宗之丞は、雇い(月給金六円)・庶務課勤務の辞令書を受け取り請書を提出、郡役所に赴いて郡長以下に報告し、事務引継をこの日と十六日に行った。県庁庶務課勤務(受付係)となり、二十日条には宿直となり「段々電信等御用封百拾餘□□達」とある。二十九日条には「来翰多ク取込」とあるように、日々の業務を務めている。失敗もあった。十月八日、出京中の県令(渡辺千秋)から大書記官へ電報が届いたため開封した宗之丞は「親展ノ文字有之気相付、跡更驚人次第ニテ」釈明に努めている(開封禁止の電報を開けた同僚が進退伺いを出した事例は同十九年十一月三十日条にみえる)。

明治十八年一月六日、宗之丞は庶務課内「文書編輯掛方」勤務となる。七日から「大隅郡古時由来ノ書面清浄認方等」を行い、翌八日にも「大隅郡清浄相済、伊地知氏へ遣シ、又揖宿郡相受取置」とみえる。この伊地知氏は、「地誌備考」を編纂した伊地知季通のことと考えられる。⁽¹¹⁾二月十六日には「小松帯刀殿履歴、明後日迄ニ写方可致旨」を県令から渡され、編輯係で分担し筆写している。⁽¹²⁾ただ六月三十日条には、「官員衆段々月給四分一給與ノ達有之、編輯費本日限りニテ写字生兩名被帰候、拙ニハ本之通受付係へ被轉賦之段内々伊地知氏ヨリ承ル」とある。六月で庶務課の編輯業務は終了したことが分かる。

七月七日条には「郵便へ仕出等ノ事務取扱ノ平田嶺氏會計課へ転勤、跡事務取扱拙へ致スヘキトノ儀ニ而取込」とみえるように、宗之丞は

また多忙となり、十三日・十四日条では一時退出しながら「郵便仕出事
件算面、宅へ持帰、算面共致シ候」、九月十九日条に「客年七月より全
十二月迄収税課郵便物扱等ノ取調至急ニ有之取込、土曜日ニ而候得共
二時過退出」、十二月二十七日条にも「日曜ニ候得共出頭、一時退出ス」
などとあり、業務に励む一方、土曜や日曜勤務の意識も抱きながら超過
勤務・休日出勤を行っている。当時の勤務時間については、同年十月一
日条には「本日ヨリ九時出頭、三時退出ニ相成」とある。

明治十九年十月四日、他の二名とともに、「雇児玉宗之丞」は文書係
勤務の辞令書を受ける。十一月十日、鹿兒島県で初めて県公報が発行さ
れ、県民閲覧のため郡役所・戸長役場に置かれた。同日条には「本日ヨ
リ公報発行相成候ニ付遅ク五時帰」とある。十二月二十九日条には「本
日ヨリ休暇ニ候得共、公報配布方之儀有之、九時出頭、煤払共有之、
□公報遅ク参り四時退出ス」とある。年末まで宗之丞は業務に励んでい
る。公報については、以後も度々記載されている。同二十年六月九日条
に「出頭、至急ノ公報出候ニ付被為持候ニ付、四時過一刻洋服屋へ参り、
相頼置候上着長マンテル出来居候ニ付、式円相払、又出、七時過公報出
来候付全四十分仕出シ候テ暮過罷帰」とあり、同月二十四日条に「公報
仕出方ニ而長詰、五時過退出ス」とある。二十六日は日曜日だが、「午
後七時、公報其他大至急差出候付即刻出頭候様、公報主任より申来候
付」出勤している。ところが新聞社に確認したところ、「十二時ニ活版
方相成、出来方ハ四時比ニ不相成候而ハ不出来トノ儀」で、九時頃に
空しく帰宅している。七月十一日条には「休暇・十二時退出ノ公報仕出
方」とみえる。

明治二十年十二月六日午前一時に、島津久光が玉里邸で死去した。同

月五日条には、「午前第一時五十分、島津久光公病気危篤ノ至急親展電信、
大蔵松方大臣へ發送ス」とあり、以後も県庁職員が登庁して諸所へ電報
を出している。十三日には「例ノ公報一条」で五時まで勤務し、十六日
には「御葬送ニ付御行列御道筋齋場ノ凶等ノ公報発行」のため、同僚と
徹夜して明け方五時過ぎに出来、配布できるようにしている。同年十二
月二十八日に、宗之丞は事務格別勉勵を理由に県庁賞与を受けているが、
翌日四時より出勤すると、公報は未だ出来ておらず、三十日に「公報配
布方」のため八時過ぎ出勤、十時過ぎに退出している。

このように公報配布のため、休日出勤や超勤は度々であった。明治
二十一年二月十一日条に「明日未明公報大至急仕出相成ニ付可致出頭旨
申来候」とあり、休日ながら翌日未明に出勤し、公報配達を済ませて十
時に帰宅している。三月二十二日も至急の公報発行のため遅くなり、六
時過ぎに帰宅、土曜日の三十一日条にも「公報至急物配布ニ付遅ク三時
ニ退出」とある。四月十九日条には「出頭、例ノ公報ノ儀ニ付五時半
済帰」とあり、平常の公報でもやや遅くなったようである。日曜日の
二十九日には、九時過ぎに公報主任から、本日正午頃発布の公報がある
とのことで出勤を命じられ、登庁してみると出来ておらず、長々待たさ
れて、五時前に出来た公報の仕出方をして、五時過ぎに帰宅している。

このように業務に精勵した宗之丞だが、四月三十日、庶務課長から依
願退職をするよう働きかけられる。「此節報賞ノ減額相成候儀ニ付、過
分免職不相成候而不相叶、就而は表通シ相成候而ハ不宜ニ付自分ノ事
故申立、明朝迄之間ニ辞表差出候様」と説明され、宗之丞は辞表を認め
て提出し、事務引継を済ませて三時頃に帰宅した。五月一日付で県庁第
一部（明治十九年八月二日の本庁事務分掌改変による。第一部は地方財務課・

農商務課と庶務課)から解雇通知が届き、宗之丞は請書を認め、内記係宛に提出、官員としての生活を終えた。

余談だが、「児玉日記」の記事から、宗之丞が新納久脩(中三)とある程度親しかったことが窺える。幕末の家老久脩とは家老座勤務で関係があったのは当然だが、明治十八年七月に県少書記官となった久脩が、同年十月十三日に大島支庁(同年七月十五日開設、十月二十一日開庁)長となり、日記にはその赴任関係記事がみえる。翌年一月十三日には久脩と会えず「残念」とする感想を書き残している。同十九年十二月二十二日条には「大島々司(明治十九年八月以後、大島支庁から大島島司となる。)新納君ニハ免職ノ電報、県書記官多賀氏島司被命候電報相達候段承ル」とある。短期間で大島支庁長(島司)を罷免された久脩は、同二十二年十二月十日に死去した。「児玉日記」同月十七日条には、「新納中三殿并相良雄蔵殿ニハ先日死去之段承ル」とのみ記されている。

おわりに

本稿では、始めに文書管理の実務者である藩庁の書役について、具体的事例の検討を行った。

家老座や大目付座以下の書役の業務は、文書の筆写・用帳などへの記録のみにとどまらなかった。家老座では用帳書抜や年中記清書なども掛として確認でき、勘定方では「古問合掛書役」のような内容検索を担ったものもあった⁽¹⁰⁾。このような役座・役所の文書管理は勿論、書状の伝達や上申文書の受付などがあり、「鎌田日記」では、用人座書役が就職就任の際に行われた誓詞の場に詰め、処罰の通知や城下の各組における風

俗容貌などの教諭に際して出役した。郡方書役を通して門割見物の依頼を郡奉行へ行った事例のように、各役座・役所の奉行頭人に対する繋ぎ役も果たしている(天保十(一八三九)年正月二十日条)。

また、例えば日当山郷地頭の鎌田正純のもとに、縮方横目に対して「不束之義」があったため郷士年寄児玉喜左衛門の「病氣之筋にて年寄勤断申出」が報告され、正純は病気を理由として辞職することは了承しながらも、念のため大目付座書役へ内談し「可然との事」であれば申渡を行うように用頼へ指示している(天保十五(一八四四)年三月十日条)。弘化二(一八四五)年十二月には、日当山郷横目の井上伊右衛門病死の跡職一件で入組が生じ、結果的には地頭横目が郷の横目に就き、代りの地頭横目が決まったが、正純は、郷士年寄・与頭に対し、成行届について大目付座書役にひとまず内談するよう指示している。このように、大目付座への報告に際して、事前に書役との調整協議が行われた。家老座書役の場合でも、大始良郷南村に郡見廻を設ける一件について、家老座書役を通して案件の処理を進めた事例を紹介したが、書役の業務は多岐にわたり、また案件に関わる調整や上申に大きな役割を果たしていたと推察される。

このため、家格は大身分であり、大目付や家老となった鎌田正純や新納家の久仰・久脩父子も、在職する役座に所属した書役や、大目付座や家老座など重要な部局の書役との関係維持には一定の配慮をしており、これはおそらく他家でも同様であったと考える。

一方で、家老座以下、藩庁の書役は利権を伴う役職の一つであり、中下級の城下士にとってこれらの役職への就役は重要問題であった。さらに、幕末の窮士対策として臨時の書役などが多数置かれた時期には、

様々な伝手を求め、就役運動がなされたと考えられる。鎌田正純や新納久仰もこの要望に対応していることが確認できる。

書役は筆算能力の有無が最低限の条件であった。無役の城下士にとり、学問（学文）の必要性がどの程度意識されたか、個々の事例をみるしかないが、文久二（一八六二）年十一月付の家老達書で「勤方無之面々」の藩校造士館入学の命、「実学之修学」の強調がなされる中、新たな状況に対応しうる人材が求められ、転機を迎えたと考えられる。また、役職就任の機会が限定された郷士は、城下士に比してさらに学問や教育の意義付けは低かったと考えられるが、幕末の軍事的緊張を背景にした藩邸警衛や軍事動員による体験などが、結果として視野の拡大と学問の必要性への意識が高まる契機にはなったと考えられる。以後の展開は、各外城の実情が反映されただろう。その意味でも、明治初期の藩政・県政における各部局筆者や郡部の文書行政とそれを担った人々⁽¹⁰⁾など、近代への移行期における文書管理と関係者を描くことは、幕末維新期の鹿児島を捉える上で、中央政府と地方、鹿児島県と郡部の関係などの面から、興味深いテーマと考えられる。

本稿では、次に明治初期の文書管理を取り上げ、さらに江戸時代の書役が、明治時代に文書管理にどのように関わったのか、事例を紹介した。

書役（筆者）の数は、明治初期には、戊辰戦争による軍事動員で不足した時期があった。また、版籍奉還から廃藩置県を経て、行政組織の改廃が行われる中で変動し、その後も人員整理の対象となった。その中で、かつて家老座書役に就役し、郡役所や県庁での新しい文書管理制度を受け入れ、時には超過勤務や休日出勤をしながら業務遂行に務めた児玉宗之丞の事例は具体的に興味深い。宗之丞の場合、郡書記の時期には戸長

選挙後の諸調整や、コレラ防疫事務などの対応にその手腕を見せ、県庁庶務課の雇いでも、地誌編纂関係資料の整理や、郵便・公報などの受付・発送業務など様々な業務を遂行した。洋装して出勤する外見のみならず、このような官員たちにより、鹿児島県の近代的文書管理は担われたのである。

【表1】 (鹿児島) 鎌田正純が書役を自邸に招待・饗応した事例等 (江戸) 書役を同行して酒食した事例等

No.	和暦	年	西暦	月	日	鎌田正純の役職等／書役名を含む記事	人数	備考
	天保	3	1832	1		詰衆任命		
1	天保	6	1835	5	18	「書役町田孫右衛門殿・久保喜藏殿・岸良藤助殿、右三人被来、一所二被帰候、外ノ病氣支など二而候也」	3	書役
2	天保	6	1835	12	3	「八ツ後より、俄二桂空右衛門様、書役平山源八・町田孫右衛門・岸良藤助同道二而御出、夜入五ツ前御帰り、書役も皆々帰り二而候」	3	書役
3	天保	7	1836	3	1	「今日は同席中客人いたし、八ツ後より被来候、(中略) 書役平山源八殿・町田孫右衛門殿・久保喜藏殿・岸良藤助殿・津留與右衛門殿、右之人数二而候」	5	書役
4	天保	9	1838	1	10	「今日拙者妻めとり候二付、同役中酒呑みとし而今日八ツ後より相招候二付入来之人数、(中略) 書役町田源右衛門殿一人被来候事」	1	書役
	天保	9	1838	1	11	当番頭任命		
5	天保	9	1838	2	28	「書役より敷根仲太殿・久保喜藏殿・町田孫右衛門殿・加世田少兵衛殿・富田傳内殿・津留與右衛門殿」	6	書役
	天保	10	1839	1	27	奏者番兼務任命		
6	天保	12	1841	5	27	「今日は書役共相招、八ツ後より入来之人数、町田孫右衛門・富田傳内・久保喜藏・平山源八・鯨島吉十郎・西田次郎太二而候、亭主振桂内記殿父子・永山清兵衛・上村半兵衛・鎌田喜平太二而候、左候而五ツ時分皆々帰り二而候事、但書役加世田正兵衛一人差支候、亭主振二も久米田清兵衛病キ二而候事」	6	書役欠席 1 人を加え 7 人
	天保	13	1842	3	13	御小姓組番頭・奏者番兼務任命		
7	天保	13	1842	9	23	「今日は同役中相招、(中略) 外二書役伊集院伊右衛門・東郷孫八・蒲生彦左衛門・木藤四郎左衛門・榊休左衛門入来」	5	書役
8	天保	13	1842	9	24	「今日は進達掛・書役相招、(中略) 書役染川伊兵衛・蒲生彦左衛門・伊集院伊右衛門・石原清之進・木藤四郎左衛門・川崎良助・折田善之丞・税所市兵衛・大脇主左衛門・税所仁左衛門・藤野小兵衛・東郷孫八・榊休左衛門・永山清兵衛二而候、外二両人は不キ湯治二而候、尤東郷・榊・永山ニは八ツ前より参、亭主振いたし候」	14	書役欠席 2 人を加え 16 人
9	天保	14	1843	11	18	「今日氏神祭二付、親類并知人之方、且書役共相招、八ツ後より追々入来之人数、島津清太夫殿・桂真十郎殿・相良市郎左衛門殿・染川伊兵衛殿・蒲生彦左衛門殿・伊集院伊右衛門殿・木藤四郎左衛門殿・東郷孫八殿・川崎良助殿・折田善之丞殿・和田中太夫殿・鎌田筑左衛門殿・青山善助殿・上村半兵衛殿・相良清兵衛殿・西田次郎太殿二而候」	7	カ 書役の名前あり。
10	弘化	2	1845	8	18	「今八ツ後より書役共相招、入来之人数、榊木甚左衛門・榊休左衛門・石原清之進・木藤源左衛門・東郷孫八・藤野小兵衛・和田六郎・四本三十郎二而候、(中略) 右振廻夜入六ツ半比何れも相帰候、尤休左衛門・小兵衛・三十郎ニは先度繰上ケ并二清書掛書役助被仰付候以後、初而入来候付、小兵衛より両種、休左衛門・三十郎より看一折相送候事」	8	書役
11	弘化	2	1845	8	20	「今八ツ後より一昨日相招候外之書役共相招、入来之人数、蒲生彦左衛門・伊集院伊右衛門・永山清兵衛・大脇安兵衛・榊本九八郎・折田善之丞・東郷孫八・藤野小兵衛・西田次郎太二而候、左候而、一昨日通之振廻いたし五ツ前比皆々相帰候、尤孫八・小兵衛・次郎太は亭主振として相招候事」	9	書役 8 月 18 日の 8 人を合わせ、重複 2 人を差し引きして計 15 人
	弘化	2	1845	11	15	御用人兼務・奏者番 (是迄之通) 兼務任命		

No.	和暦	年	西暦	月	日	鎌田正純の役職等／書役名を含む記事	人数	備考
12	弘化	2	1845	11	15	就任祝いに鎌田邸を訪れた人々の名に「東郷孫八殿、御用人座書役湯地甚之丞殿・平田直之助殿・財部傳左衛門殿・上村源七殿」	4	東郷孫八は組方書役で以前からみえる。御用人座書役4人
13	弘化	3	1846	1	25	「八ツ後より御用人座書役共相招、入来之人数、葛西四郎太・園田貞助・大久保倫左衛門・上村正兵衛・横山嘉八郎・伊東清之丞・敷根仲次郎・相良休右衛門・注直太郎・和田龍左衛門・平田直之助・上村源七・長友正一郎・上井甚兵衛・八木新兵衛・二本清十郎（マブ）・染川助五郎・河野祐右衛門ニ而候」	18	御用人座書役
14	弘化	3	1846	5	1	「今日は八ツ後より月番跡月相仕廻察祝旁として書役共相招、入来之人数、葛西四郎太・園田貞助・大久保倫左衛門・湯地甚之丞・相良休右衛門・財部傳左衛門・平田直之助・和田龍左衛門・上村源七ニ而候」	9	書役
15	弘化	3	1846	10	10	「八ツ後より御用人同席相招、(中略) 且御用人座書役い東清之丞殿・横山嘉八郎殿・湯地甚之丞殿・敷根仲次郎殿・上村源七殿」	5	御用人座書役
	弘化	4	1847	7	8	海岸防禦掛・御流儀大砲掛任命		
	弘化	4	1847	10	17	御軍役方掛任命		
	弘化	4	1847	12	8	諸士給地高取扱掛(改正掛) 任命		
16	嘉永	1	1848	5	7	御用部屋書役を招く。「今日は御用部屋書役相招候寄ニ而いけ方権山正圓殿江相頼、拙者出勤跡入来ニ而候事」「七ツ後より御用部屋書役種子島休藏殿・四本助左衛門殿・い東正兵衛殿・四本喜兵衛殿・い十院新之助殿・新納八郎大殿入来」	6	御用部屋書役
17	嘉永	1	1848	5	9	御家老座書役を招く。「今日は御家老(座脱カ) 書役相招、八ツ後より入来之人数、高崎五郎右衛門殿、面高十五郎殿、上村十左衛門殿、市来宗太郎殿、畠山吉次郎殿、いぢ、仁兵衛殿、平田直助殿ニ而、亭主振上村半兵衛殿、湯地甚之丞殿、相良清兵衛殿(中略)、但伊集院七之丞殿、高崎五郎左衛門殿、柴川喜之左衛門殿、面高十五郎殿、上村十左衛門殿、迫田甚助殿、養田傳兵衛(長胤) 殿より有一折扱送候、乍然七之丞殿・喜之左衛門殿・甚助殿・傳兵衛ニは差掛調所家江被參候由ニ而、右代りニ宗太郎殿以下四人入来ニ而候事」	7	御家老座書役7人、当日欠席4人の名もある。
	嘉永	1	1848	9	28	鹿見鳥登(11月7日江戸着)		
18	嘉永	2	1849	1	8	「清水楼と申茶屋江御家老座書役相招、右江出張、四ツ前相席候事」	不明	御家老座書役
19	嘉永	2	1849	1	9	「相模橋茶屋江御側役衆并ニ御用部屋書役相招、宮之原主計(通哲) 殿同道」	不明	御用部屋書役
20	嘉永	3	1850	6	1	「政田屋江(家老) 嶋津石見殿并ニ御家老座書役等相招隊振廻之賦、拙者会主ニ而外ニ亭主振田中源五左衛門殿・肝付清右衛門殿・葛西殿・横山殿ニ而候」	不明	御家老座書役
	嘉永	3	1850	9	7	御側御用人任命		
	嘉永	4	1851	1	11	大目付(公迎他所向きは若年寄格、表向き書付は御家老名取扱) 任命		

No.	和暦	年	西暦	月	日	鎌田正純の役職等／書役名を含む記事	人数	備考
21	嘉永	4	1851	1	17	「七ツ半より御家老座書役相招、有馬次郎右衛門殿、迫田甚助殿、山口喜三右衛門殿、豎山郷之丞殿、福永直之丞殿入来、亭主振葛西四郎太二而酒肴相当振廻候事」	5	御家老座書役
22	嘉永	4	1851	3	9	「相模橋鮠屋江参り」書役共ニも取会」	不明	書役
23	嘉永	4	1851	3	16	「八ツ後より政田屋江参り、御座書役共召呼、有馬次郎右衛門殿・五代惣兵衛殿・田畑平左衛門殿・豎山郷之丞殿・福永直之丞殿、亭主振田中源五左衛門殿、肝付清右衛門殿、葛西四郎太殿二而候」	5	御(家老)座書役
24	嘉永	4	1851	5	1	「相模橋鮠屋」～「書役田畑・豎山・福永召列」	3	(御家老座)書役
25	嘉永	4	1851	6	2	「相模橋鮠屋」～「御座書役有馬次郎右衛門殿・五代惣兵衛殿・田畑平左衛門殿・豎山郷之丞殿相誘」	4	御(家老)座書役
26	嘉永	4	1851	6	12	「八ツ後より御座書役相招、有馬次郎右衛門殿・五代惣兵衛殿・田畑平左衛門殿・豎山郷之丞殿入来」	4	御(家老)座書役
27	嘉永	4	1851	6	24	「八ツ後より今里植木屋江豚殺し相企、御座書役相招、有馬次郎右衛門殿・五代惣兵衛殿・田畑平左衛門殿・豎山郷之丞殿相会、外二田中源五左衛門殿、肝付清右衛門殿、葛西四郎太殿用達二而候」	4	御(家老)座書役
28	嘉永	4	1851	8	25	「今晚五代惣兵衛殿・豎山郷之丞殿・田中源五左衛門殿入来二而候、尤案内いたし置、入来二而候、御座書役外人数は差支二而候事」	3	御(家老)座書役
	嘉永	4	1851	9	17	江戸出発(10月20日鹿児島着)		
	嘉永	4	1851	11	2	琉球産物方掛任命		
29	嘉永	4		11	3	「今日書役相招、折田十郎其外拵五人、八ツ後より入来二而候事」	16	書役
30	嘉永	4	1851	11	4	「今日八ツ後より昨日残之人数書役并二小坊主拾四人相招入来二而候、両日共種々振廻いたし候、亭主振用頼并二用達二而候」	不明	書役・小坊主計14人。3日・4日書役全員を招く。*同月7日には、御裁許掛10名を招き振廻。御裁許掛を招く例は頻出
31	嘉永	5	1852	1	28	*御裁許掛9人を招き、亭主振に「書役鎌田曾兵衛・蘭牟田四郎右衛門・白坂郷左衛門・竹内勇藏・湯地作右衛門二而候」		*書役が御裁許掛招待の際に亭主役となる。
32	嘉永	5	1852	閏11	2	「夕方より書役共相招、入来之人数、折田十郎、平田源之丞、竹内勇藏、蘭牟田四郎右衛門、若松次右衛門、湯地作右衛門、見玉佐平次、中村新十郎、石神彦兵衛、岩山八郎、田中林兵衛、長谷場佳左衛門、佐々木眞兵衛、尾上伸右衛門二而、種々振廻、四ツ時分退座二而候事」	14	書役
33	嘉永	5	1852	10	6	「八ツ後より書役共相招、折田十郎、鎌田曾兵衛、平田源之丞、竹内勇藏、蘭牟田四郎右衛門、若松次右衛門、湯地作右衛門、石神彦兵衛、岩山八郎、田中林兵衛、長谷場佳左衛門、佐々木眞兵衛、尾上伸右衛門入来、酒肴種々振廻、暮過退去二而候事」	13	書役
34	嘉永	6	1853	2	15	「八ツ後より書役相招、折田十郎、鎌田曾兵衛、平田源之丞、竹内勇藏、蘭牟田四郎右衛門、若松次右衛門、見玉佐平次、湯地作右衛門、石神彦兵衛、岩山八郎、田中林兵衛、長谷場佳左衛門、佐々木眞兵衛、尾上伸右衛門、田邊七左衛門、山本甚左衛門、矢野次郎大人入来、酒肴種々振廻、暮過退去二而候事」	17	書役
35	嘉永	6	1853	10	25	「八ツ後より書役相招、入来之人数、折田十郎、平田源之丞、蘭牟田四郎右衛門、湯地作右衛門、石神彦兵衛、長谷場佳左衛門、尾上伸右衛門、山元甚左衛門、山口彦七、平瀬彌四郎、蘭牟田孫四郎、中村矢之助、岡村加右衛門、左候而酒肴種々振廻、夜入過退座二而候事」	13	

No.	和暦	年	西暦	月	日	鎌田正純の役職等／書役名を含む記事	人数	備考
36	嘉永	6	1853	10	28	「八ツ後より書役共先日相招候残相招候付、皆々入来、相待居候間、酒肴種々振廻、五ツ過何れも退去ニ而候事、但人数、鎌田曾兵衛、竹内勇藏、蘭牟田四郎右衛門、若松次右衛門、尾玉左平次、田中休助、佐々木眞兵衛、田邊七左衛門、矢野次郎太、土橋休五郎、汾陽八郎、肥後加右衛門、竹田仁之助、日高彦兵衛ニ而候事」	14	書役 14人の中で25日と蘭牟田1人が重複する。大目付座書役は26人か。
37	嘉永	7	1854	3	15	「七ツ半比より書役相招、入来之人数、折田十郎、鎌田曾兵衛、若松次右衛門、湯地作右衛門、田中休助、長谷場佳左衛門、尾上伸右衛門、田邊七左衛門、矢野次郎太、山口彦七、左候而夜入五ツ過退去ニ而候事」	11	書役
38	嘉永	7	1854	9	21	「八ツ半後より書役共相招、入来之人数、折田十郎、鎌田曾兵衛、平田源之丞、蘭牟田四郎右衛門、若松次右衛門、湯地作右衛門、尾玉左平次、田中休助、長谷場佳左衛門、佐々木眞兵衛、尾上伸右衛門、田邊七左衛門、山元甚左衛門、矢野次郎太、山口彦七、左候而酒肴種々振廻、夜入過退去ニ而候事」	15	*御裁許掛を招いた翌日。書役
39	安政	2	1855	1	12	「八ツ半後より書役共相招、入来之人数、折田十郎、鎌田曾兵衛、平田源之丞、蘭牟田四郎右衛門、若松次右衛門、湯地作右衛門、尾玉左平次、石神彦兵衛、田中休助、長谷場佳左衛門、佐々木眞兵衛、尾上伸右衛門、田邊七左衛門、山元甚左衛門、矢野次郎太、土橋休五郎、岡村加右衛門、竹内仁之助、川北孫次郎、内山伊右衛門ニ而候、酒肴種々振廻、春過皆々退去」	20	*御裁許掛を翌13日に招く。書役
40	安政	2	1855	8	24	「今夕に書役之内相招、暮前より入来之人数、鎌田曾兵衛、平田源之丞、竹内勇藏、若松次右衛門、尾玉左平次、石神彦兵衛、田中休助、長谷場佳左衛門」	8	書役 安政2年7月27日条に「書役折田十郎病死」、8月7日条に「書役竹内勇藏此内江戸より着二付為敬有一折遣候事」あり。
41	安政	2	1855	9	5	「今夕に書役共先日招呼候人数残り招呼、日入過より蘭牟田四郎右衛門、湯地作右衛門、尾上伸右衛門、山元甚左衛門、矢野次郎太、土橋休五郎、中村突之助、川北孫次郎、西郷庄八郎、堅山嘉十郎入来」	10	書役 8月24日に招いた者以外を招く。
42	安政	3	1856	1	9	「八ツ後より書役共相招、入来之人数、鎌田曾兵衛、平田源之丞、竹内勇藏、蘭牟田四郎右衛門、若松平(???)右衛門、尾玉左平次、石神彦兵衛、田中休助、長谷場佳左衛門、佐々木眞兵衛、山本(???)甚左衛門、矢野次郎太、土橋休五郎、折田善十郎ニ而」 「但湯地作右衛門、田邊七左衛門ニは他行、尾上伸右衛門ニは座藏ニ而候事」	14	書役 3人は都合悪しく不参加。対象は17人か。
43	安政	3	1856	10	2	「八ツ後より書役共相招、入来之人数、鎌田曾兵衛、平田源之丞、竹内勇藏、蘭牟田四郎右衛門、若松次右衛門、湯地作右衛門、尾玉左平次、石神彦兵衛、長谷場佳左衛門、佐々木眞兵衛、尾上伸右衛門、田邊七左衛門、山元甚左衛門、矢野次郎太、土橋休五郎、肥後嘉右衛門、内山伊右衛門、湯地仁左衛門ニ而」	18	*御裁許掛を招いた翌日。書役
安政	3	1856	10	23	鹿見島発 (11月19日江戸着)			
安政	3	1856	12	20	若年寄 (御家老名諸事取扱) 任命			
44	安政	4	1857	1	8	「今夕書役并ニ御軍賦役、御軍役方書役相招、暮前より入来之人数、折田平八・田原直助(明章)・成田彦十郎・迫田甚藏・糺田傳兵衛(長胤)・山口喜之右衛門・堅山彌之丞(家老座書役)有川七之助・落合孫右衛門・星山彌右衛門ニ而、酒肴料理等規之振合を以差出(中略)御軍役方書役兩人(一人は市来連右衛門)は差支ニ而候事」	10	書役、御軍賦役御軍役方書役2人は不参加
45	安政	4	1857	5	6	「今夕書役相招、暮前より伊集院直五郎・糺田傳兵衛・福永直之丞・有川七之助・東郷八郎、御軍役方書役市来連右衛門・永田直右衛門入来」	7	書役5人・御軍役方書役2人
安政	5	1858	7	21	江戸発			

【表2】 新納久仰・久脩父子が書役を自邸に招待・饗応した事例等

No.	和暦	年	西暦	月	日	新納久仰・久脩の役職等／書役名を含む記事	人数	備考
	嘉永	6	1853	2	25	久仰、若年寄任命		
1	嘉永	6	1853	2	25	「親類中并兼而出入之面々都而相招、且御家老座書役等も七人程参り候」	7カ	家老座書役等
	嘉永	6	1853	12	6	久仰、家老任命。御勝手方掛・御軍役方掛任命		
2	嘉永	6	1853	12	6	「八ツ後より親類中は勿論近隣并兼而被致出入候面々、且表御家（老脱カ）座并御勝手方・御軍役方御家老座書役之内四五人ツ、相招、男女惣人数七十余人、八拾人ニも及候半、誠ニ多人数ニ而賑々敷致祝候、拙者当家江引越以来、是程之慶事無之、尤無双之事ニ付、別而大祝ひいたし候」	不明	表御家老座・御勝手方・御軍役方御家老座書役各4・5人
	嘉永	7	1854	1	5	琉球掛・琉球産物方掛・御改革方御内用掛任命		
3	安政	2	1855	2	20	「今日八ツ後より書役とも召呼候人数、永田興右衛門・上村十左衛門・五代惣兵衛・市来傳藏・岩元清藏・山口喜三右衛門・豎山郷之丞・福永直之丞・長野彦七・大野五左衛門・平田直助・市来正之丞・川上喜右衛門・有川七之助・東郷八郎・伊集院次左衛門・井上直左衛門等なり、其外稽古之場等段々罷在候得とも、今日は月番等相勤御用取扱等いたし候者ともまで相呼候」	17余	書役
	安政	3	1856	3	9	琉球掛・琉球産物方掛・唐物取締掛・御改革方御内用掛任命		
4	安政	3	1856	9	12	「八ツ後より御家老座書役共緩々相招、酒共振廻候、人数拾六七人ニ而、夜入過飯限ニ而罷帰り候事」	17カ	御家老座書役
5	安政	3	1856	9	13	「八ツ後より御勝手方書役共相招、緩々酒共振廻候、人数十三四人ニ而、夜入過飯限ニ而帰り也」	14カ	御勝手方書役
6	安政	3	1856	9	24	「八ツ後より御軍役方人数一同相招候、惣頭取始、御軍賦書役等迄十式人ニ而緩々咄いたし、夜入五時分被帰候事」	不明	軍役方人数（御軍役賦書役等）12人
7	安政	3	1856	12	25	「八ツ後より御家老座書役共二十八人位召呼、緩々酒共振廻候事」	20カ	御家老座書役
	安政	4	1857	閏5	16	久仰、金山掛任命（金山は御勝手方支配だが、「此節御用部屋計ニ被仰付候間右之通被仰付候事也」）		
	安政	4	1857	8	17	久脩、四番御小姓組番頭・奏者番兼務任命		
8	安政	4	1857	8	17	「類中其外兼テ出入之面々相招致祝候、（中略）御家老座書役岩山八郎次・井上幕左衛門・前田傳左衛門・日置半兵衛・安田喜藤太・田尻源兵衛・山口喜三右衛門・豎山郷之丞・長野彦七・市来正之丞・田中治右衛門・甲斐弥右衛門、以上表御家老座・御勝手方御家老座・御軍役方御家老座書役ニテ候、（中略）六組船役所書役之内、木藤源左衛門・税所市兵衛・永山清右衛門・伊東清七郎、其外用頼ナト兼テ出入面会面々四五人」	17カ	表御家老座・御勝手方御家老座・御軍役方御家老座の12人六組船役所書役のうち4・5人
9	安政	4	1857	9	7	「次郎四郎（久脩）勤場組所書役一同召呼、緩々酒共振廻候事」	不明	組所書役一同（久脩が招く。）
10	安政	4	1857	9	12	「八ツ後ヨリ御家老座書役相招、緩々酒共振廻候、人数ノ定役限ニイタクシ候事」として、「御軍役方へ差寄也」永田興右衛門、岩山八郎次、「近日出立之筈也」山口喜三右衛門、豎山郷之丞、長野彦七、市来正之丞、伊地知仁兵衛、畠山吉次郎、柴川喜八郎、伊集院次左衛門、上村休介、井上直左衛門、五代傳左衛門、堀平右衛門、知識七之丞、上村彦四郎、青山彦右衛門、有馬新助の名。「石之通ニテ、末四五人ハ月番ナトイタクシ候者共ニ付召呼候」	18	御家老座書役（定役のみ）18人

No.	和暦	年	西暦	月	日	人数	備考
新納久仰・久脩の役職等／書役名を含む記事							
11	安政	4	1857	10	22	8	軍役方人数(書役勤1人、書役2人、書役助5人の8人)当日欠席に書役勤2人、江戸詰3人
12	安政	5	1858	1	19	2	御趣法書役勤2人
13	安政	5	1858	11	2	不明	三御家老座書役御用人座書役等
14	安政	5	1858	11	20	不明	御用人座書役物人数(久脩が招き初めて酒を振廻)
15	安政	5	1858	11	21	不明	組所書役物人数(久脩が招く。)
16	安政	5	1858	12	1	不明	久仰、来年秋交代江戸詰、茂久相統御用掛拜命三尾家老座書役等
17	安政	5	1858	12	10	3	御用人座書役3人
18	安政	6	1859	1	28	10	御軍役方人数全員(うち書役勤3人、書役7人)
19	安政	6	1859	1	29	14カ	表御家老座書役(書役心添1人、書役勤2人、書役3人、帳掛等8人)
20	安政	6	1859	1	晦	23	御勝手方書役物人数(書役勤5人、書役17人)
21	安政	6	1859	5	8	30	御家老座書役(表御家老座カ)欠席2人を加えると32人となる。
22	安政	6	1859	12	29	不明	書役(久脩同席用)人などを招く。

注

- (1) 拙稿「鹿児島藩記録所と文書管理―文書集積・保管・整理・編纂と支配」注(2)・(5)・(9)・(15)(国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究―近世における文書管理と保存―』岩田書院、二〇〇八年)参照
- (2) 薩摩藩の職制整備と文書書式統一について、拙稿「薩摩藩の家格・役格整備と藩政文書の書式統一―島津吉貴藩政期を中心に―」(地方史研究協議会編『南九州の地域形成と境界性―都城からの歴史像―』雄山閣、二〇一〇年)、支藩の佐土原藩江戸藩邸の文書管理について、拙稿「薩摩藩・佐土原藩の藩政文書管理」(『鹿児島史学』五七(鹿児島県高等学校歴史部会、二〇一二年)参照
- (3) 『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集』(以下『法令』)四(鹿児島県、二〇〇七年)の三七八〇号
- (4) 山本博文「島津家文書の内部構造の研究」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一三、二〇〇三年)
- (5) 既に享保三(一七一八)年、家老座では「仰渡雑之部八之場」と示されるような類別の整理がなされていた(『鹿児島県史料 玉里島津家史料』(以下『玉里』)一、鹿児島県(一九九二年)四号)。また「御側御用人壁書留」(『島津家文書』大筆筒「見合書附」所収)には、「巻番」から「四百七十五番」の箇条書(三百三十から三百九十番は欠く)が記され、文書の検索が行われたと推測される。その他「座々反古漉返し之事」(百六条)、「御側御用人座御近習役所反古漉返し之事」(百三十一条)、「年々之書挙首尾書致反古候事」(百八十七条)という項目もみえ、反古の再利用も確認できる。

- (6) 『鹿児島県史料名越時敏史料』(以下『名越』)五(鹿児島県、二〇一五年)所収「続常不止集(三之巻之内七)」
- (7) 『法令』三(鹿児島県、二〇〇六年)の三三二―三三三号
- (8) 安永七(一七七八)年五月の諸役場改名により、「筆者」は「書役」と改められた(『法令』四の三六九八号)。以下、本稿では、引用史料を除き、原則として江戸時代は「書役」、明治は「筆者」で統一する。
- (9) 延享元(一七四四)年に一一三を数え、幕末に至る。内訳は、九二の藩直轄外城(地頭所)と二十一の私領である。天明四(一七八四)年、「外城」から「郷」へ改称された。
- (10) 藩主直臣として元来同格の鹿児島衆中(鹿児島士・城下士)と外城衆中(外城士・郷士)の格差、差別化が進む。寛保二(一七四二)年、鹿児島士は城下士とされ、安永九(一七八〇)年、外城衆中は郷士の唱とされ、書付などに外城郷士と認められた。天明三(一七八三)年、外城の文字を取り郷士とされる。同二年、噺(あつかい)役以下の所三役は、郷士年寄・組頭・横目に、同四年、外城が郷に改称される。慶応元(一八六五)年、郷士年寄は再び噺、郷士は衆中と改称された。以下、本稿では、引用史料を除き、城下士に対して、原則として外城の武士を郷士と表記する。
- (11) 「鹿児島藩政の展開」(『鹿児島島の地名』平凡社、一九九八年)総論、三六頁
- (12) 近年では、蒲生郷御飯屋文書のうち『始良市誌史料』一(始良市教育委員会、二〇一三年)所収「軍治館日録」、『同』二(二〇一四年)所収「隅陽記」、『新納伸左衛門日記(嘉永三年)』、『同』三(二〇一五年)所収「蒲生郷組頭所日記」、『蒲生郷横目所日帳』、『蒲生郷郷士年寄日帳』などが翻刻された。
- (13) 明治元(一八六八)年六月には、鹿児島城下の居宅が飯屋と呼称される。

『鹿児島県史料 旧記雑録追録』(以下『追録』)八(鹿児島県、一九七八年)の七四〇・七五六号

(14) 山下真一「史料の概要」・武田信也「史料伝存の由来―明治十年の都城島津家史料―」(『都城島津家伝来史料 史料調査報告書(1)』)都城市教育委員会、二〇一〇年)

(15) 種子島家譜編纂について、増村宏「種子島家譜について」(鹿児島大学文学部研究紀要『文科報告』三、一九五四年)、三木靖「系図の成立と性格―種子島氏を中心として―」(『鹿児島短期大学研究紀要』六、一九七〇年)、五味克夫『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ』(以下『家わけ』)四(鹿児島県、一九九四年) 解題・同「御文書有物套」と「種子島正統系図」・種子島男爵家系図」(『旧記雑録 月報』一五、鹿児島県、一九九四年) 参照。なお、慶応四(一八六八)年閏四月、種子島家では、元官削減の命に対応して新たに定員が定められた。ここから鹿児島邸の役所・物奉行所・普請方に書役が置かれていたことが分かる。拙稿「種子島家譜小考(二)―卷二十七(文化八年)以後の「家譜」について―」(『黎明館調査研究報告』一四、二〇〇一年)

(16) 例えば、藩政文書の中に地方の原文書が存在する事例を検討したものとして、吉村豊雄「近世地方行政における藩庁部局の稟議制と農村社会―熊本藩民政・地方行政担当部局の行政処理と文書管理―」(『藩政アーカイブズの研究―近世における文書管理と保存―』第四章)、同「近世における文書行政の高度化と明治維新」(国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』終章、思文閣出版、二〇一五年)を参照

(17) 高橋実「幕藩政文書管理史研究と本書の概要」(『幕藩政アーカイブズの総合的研究』序章)

(18) 前掲注(16) 吉村豊雄「近世における文書行政の高度化と明治維新」参照

(19) 本稿では、明治二(一八六九)年の版籍奉還後の「鹿児島藩」に対して、江戸時代から版籍奉還までの大名島津氏領を「薩摩藩」と記す。

(20) 「島津家歴代制度」(『法令』四所収) 卷之五十三「諸御役目」各役職の「大概記」(御役人帳)に書役の人数が記載されている。役料米については「大概記」(御役人帳)とほぼ同内容の享和三(一八〇三)年写「御役人帳」(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 記録所史料』(以下『記録所』)二(鹿児島県、二〇一三年) 所収)中の「諸御役人・小役人御賦方并勤方大概」がある。書役の役料米は、家老座三十四俵、ただし「御帳書筆者」は二十七俵で同じ役座の書役でも格差がある。大目付座書役は二十九俵、用人座書役は二十七俵、記録所書役は寺社奉行所や勘定奉行配下の書役などと同じ二十四俵一斗。その他多くの役座・役所に属した書役の役料米は、同様か二十俵(役料米一俵は二斗)。なお、万治二(一六五九)年以前、筆者(書役)は年中扶持米四石、記録所筆者は辛労を配慮され五石とされていた(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』五(鹿児島県、二〇〇四年) 所収「伊地知氏雑録」六の二六・二七号) ことと概ね符合する。

(21) 同年月で家老座書役詰所への通る際の注意も再確認している。『法令』四の三八三・三八三二号

(22) 『鹿児島市史』Ⅲ(鹿児島市、一九七一年) 所収「古記」、三州御治世要覽 附録年代記(『鹿児島県史料集』二五、鹿児島県立図書館、一九八四年)

(23) 『法令』三の三二五三三号

(24) 安藤保「薩摩藩城下士の生活と意識」(西南地域史研究会編『西南地域の史的展開(近世編)』思文閣出版、一九八八年)。「給地高の絶対量の不足に加

え、武士家部数の増加による持高の零細化」と「高売買の慣行による持高の

偏在」という薩摩藩独自の理由により城下士の貧富の差が拡大したこと、藩の城下士救済策の一つとして、城下士の諸役独占化が図られ、郷士の就く役が「主として郷自治と勸農に関する役に限定されている」と安藤氏は指摘する。延宝八（一六八〇）年四月の世子島津綱貴参勤随行者中には、歩行衆の

他に日記衆や小姓衆・「御振廻方筆者」に外城衆が確認できる（「古記」）。享保内検で種子島に来島した郡奉行一行中には筆者や筆算・竿取などに蒲生郷などの諸郷士が同行している（『家わけ』四所収「種子島家譜」巻十二、享保七（一七二二）年十月十日条）。安藤氏は、万治・享保の道之島（奄美群島）

検地に郷士も参加したこと、鹿児島本土と同様であること、「土地事情・耕作の実際を熟知する郷士が便利であった」こと、検地に任用された郷士は郷役を務める上級郷士であると指摘されている（「解題」『法令』二、鹿児島県、二〇〇五年）。また、幕末の郷士について安藤保「戊辰戦争出陣の郷士書翰」

（『薩摩藩法令史料集 月報』三、二〇〇六年）参照

（25）児玉家の事例について、前掲注（24）安藤保「薩摩藩城下士の生活と意識」による。城下士の家格は、島津氏一門家以下一所持・一所持格・寄合・寄合並までの大身分が上士、以下、小番・新番・御小姓組（与）などがあり、郷士は大番格とされる。城下士・郷士以下の士身分は家中・与力である。

（26）『法令』四の三七七二号、安政三（一八五六）年三月二十九日付「新納久仰外三名連署達書」（『鹿児島県史料 斉彬公史料』（以下『斉彬』）三、鹿児島県、一九八三年）の六〇三号

（27）書役・小役人の就役では、奉行頭人の吟味による、能力ある人材配置が期待されていたが、具体的な基準はなく、人選をする奉行らとの人間関係

（引）により主に決定された。前掲注（24）安藤保「薩摩藩城下士の生活

と意識」参照

（28）『法令』四の三四八二号。この通達は明和九（一七七二）年七月十日付で藩主島津重豪から家老に対する、支配の頭役は職務に精通した適任者を選ぶことを命じる文書（『法令四』三四八一号。注（29）の行間に朱書されている）。

（29）『法令』四の三四八〇・三四八一・三七七八号

（30）安政三（一八五六）年四月付「新納久仰達書」（『斉彬』三の六一四号）

（31）高山郷士守屋舎人（良堯・重堯）の残した文政八（一八二五）年十月から明治四（一八七二）年十一月までの日記。秀村選三校註『守屋舎人日帳』全十巻（文献出版、一九七九〜八九年）による。舎人は文政八年十月組頭、同十三年郷士年寄助、天保五（一八三四）年二月退役、同六年七月再任、同七年九月郷士年寄。同九年二月退役、嘉永三（一八五〇）年二月再任、安政五（一八五八）年九月退役、文久元（一八六一）年四月再々任、慶応元（一八六五）年閏五月嘸（郷士年寄改称）。同年二月退役、明治四年十二月死

去。高山郷には、新富（留）・野崎・波見村（東三箇在）、前田・後田・宮下・富山村（西四箇在）、七箇村と野町（町人居住地）、波見浦がある。

（32）嘉永六（一八五三）年三月十八日・安政四（一八五七）年十月二十六日条、文政十（一八二七）年正月四日・二月二十六日・同二十七日条。琉球外交問題を契機とする軍制改革の一環として弘化四（一八四七）年に設けられた軍役方書役に関する記載も見受けられる。例えば、文久二（一八六二）年

五月十八日、軍役方書役が軍役座から渡していた諸帳面と絵図の提出を命じたため、舎人は鹿児島へ持参して二十五日に兵具所へ「御軍役方古帳面三冊、絵図四枚」を提出している。

（33）拙稿「薩摩藩の藩政文書管理と筆者」（国文学研究資料館編『幕藩政

アーカイブズの総合的研究』第十五章)。また、幕末に藩権力を掌握していた島津久光(十二代藩主茂久(忠義)実父)のもとには、様々な情報が集まっていたが、例えば長州藩の事情などが家老座奥掛書役宛に報告されている事例も確認できる。『玉里』三(鹿児島県、一九九四年)一〇三〇・一一六八・一一七四・一一九〇号、『同』四(鹿児島県、一九九五年)一四一五・一四三九・一四四七号など

(34) 『法令』三の三〇八七号、四の三七〇三号・五(鹿児島県、二〇〇九年)の五五四四号、四の三七〇五号・五の五五七八号、四の三七〇六号・五の五五七九号、四の三七〇八号・五の五五八〇号。延享五(一七四八)年三月五日付通達は、「続常不止集(三之卷之内二)」「名越」五所収)

(35) 『法令』五の六〇七一・六〇八八号

(36) 「新納久仰外三名連署達書」(『斉彬』三の六〇七号)

(37) 「続常不止集(三之卷之内二)」「名越」五所収)の弘化四年(一八四七)十月付調所広郷外四名家老連署通達

(38) 前掲注(30) 安政三年四月付「新納久仰達書」

(39) 「新納久仰・川上久封連署達書」(『斉彬』三の六二二号)

(40) 名越左源太時敏による、文久元(一八六一)年九月から慶応三年(一八六七)年四月の記録。『名越』一・二(鹿児島県、二〇一一・二〇一二)年)所収。時敏は嘉永三(一八五〇)年三月、嘉永朋党事件のため大島へ遠島となり、安政元(一八五四)年七月赦免され、同二年六月鹿児島帰着。文久元年内之浦地頭、同二年九月内之浦・始良郷を合せた一組の物主(隊長)となる。元治元(一八六四)年九月大番頭格、日向国諸縣郡小林居地頭兼野尻・須木・高原・加久藤・飯野兼役惣物主。慶応二(一八六六)年七月に小林居地頭兼馬関田・吉田・吉松・加久藤地頭。同年八月に高岡居地頭兼綾・

穆佐・倉岡地頭となる。

(41) 『法令』三の三一四一号

(42) 東京大学史料編纂所蔵薩藩関係史料

(43) 前掲注(33) 拙稿「薩摩藩の藩政文書管理と筆者」四二八～四三二頁参照。江戸藩邸における書役人数の詳細は不明だが、幕末の減員措置の通達からある程度窺うことができる。「名越日史」には、文久四(元治元・一八六四)年正月付の江戸詰人数減少に関する通達写が記録されている。例えば御用部屋書役・側用人座大奥勤掛書役が元二人(一人減少)、側用人座書役が一人である。「名越日史」収録の同年二月付家老小松帯刀達書によれば、御趣法掛の役場が廃止され、関係業務は以後「御勝手方掛御側役致取扱」となり、御趣法方書役二人は御勝手方御用人座打込、以後「御勝手方御用人座書役」とされている。

(44) 『鹿児島県史料 新納久仰雑譜』(以下『雑譜』)一・二(鹿児島県、一九八六・八七年)

(45) 芳即正『調所広郷』(吉川弘文館、一九八七年)二三七頁

(46) 「名越日史」所収、同年十一月付家老喜久高達書に、島津久光の内命として「御一門方并四家」の最上位の資格の者、寄合・諸士「勤方無之面々」の藩校造士館入学が命じられ、「諸士之儀モ其品ニ応シ御擢挙被仰付候間、実学之修学専用ニ候」とある。上士以下の教育への梃子入れが意識されていたことが窺える。

(47) 各郷では学問の劣る状況が通常であり、郷の役職に就くほぼ固定された家の子弟を除いて、下級郷士に教育の必要性は認識されず「地頭直轄郷の学校設立が居地頭制の復活・再置を俟たねばならなかった。」と指摘されている(安藤保「解題」(『名越』二)の「幕末における郷士の文武の実状」)。

(48) 「島津久光達書」(『追録』八の六六三号)

(49) 「川上久齡申渡書」(『追録』八の六七三の一号)

(50) 『鹿児島県史』三(鹿児島県、一九四二年、一九六七年復刊)五一九―

五二二頁参照。なお、当時島津久光へ提出された園田彦兵衛の上書(『玉里』

五(鹿児島県、一九九六年)の一七五七号)には、戊辰戦争を背景に兵士の

優遇を主張する一方で、持高が相応にあり、「役場ニより彼は難申上余沢茂

有之」ような「諸御役人・筆者小役人」を批判しており、従来就役の可能性

が高く、経済的に恵まれていた者への反感が示されている。

(51) 『追録』八の八一六号、「鹿児島県布達(下)」(『鹿児島県史料集』四六、

鹿児島県立図書館、二〇〇七年)一五八号など。なお、版籍奉還の発令、島

津忠義の鹿児島藩知事任命は六月十七日である。『追録』八の八六九号

(52) ()内は「鹿児島県布達(下)」の表記。知政所の書史は書記ともいう

(『鹿児島県史』三、五三二項)。なお、明治二年八月九日付「会計奉行吟味

書并知政所答書」(『追録』八の九〇二号)によれば、書記・軍務局筆者の季

禄を金二十両、知政所・伝事方・会計局筆者の季禄を金十五両とする。会計

奉行はその理由を「右局々職務繁劇之場所ニ付、忝人ニ付年中二季渡ニ被相

究、此節本行之通為季禄国銭を以可被成下哉」としている。

(53) 『追録』八の八七七・九二三号

(54) 『追録』八の一〇五三号、「鹿児島県布達(下)」二〇七号

(55) 『鹿児島県史料 鎌田正純日記』(以下『鎌田』)一―三(鹿児島県、

一九八九―九一年)。概要は『鎌田』一・三の芳即正「解題」、『鎌田』二の四

本健光「解題」参照

(56) 天保十三(一八四二)年九月二日条や同十五年九月七日条、弘化二

(一八四五)年七月十三日条、同三年二月七日条、五月七日・八日条、十二

月七日条など。組の二才(にせ。薩摩藩郷中のリーダー格)への風俗容貌な

どの教諭でも書役が出てくる。例えば、弘化四年十月六日条に「今日は於宅

ニ支配下二才共江教諭いたし、四ツ後相揃、進達掛相良一郎左衛門、書役四

本三十郎相勤、申渡いたし候事」、嘉永元(一八四八)年五月十九日条に「今

日は四ツ時支配下年若之面々宅容貌見分教諭等いたし、進達掛相良一郎左衛

門、書役蒲生三十郎致出役候事」とある。同年七月七日付で藩主斉興から風

俗沙汰の仰出があり、同月九日条には、正純が支配の小与中へ申渡しのため

小与頭を呼び出しているが、この際に「今朝宅の申渡江は書役東郷孫八相勤

候事」とある。

(57) 慶応四(一八六八)年三月から五月頃の役人減少については「相當徹底

的に行はれたらしく(中略)組方役人の如きはもと数十人あったところ纔に

三人を残し、他は悉く陸軍兵とした。」(『鹿児島県史』三、五二二頁)という。

(58) この意味は不詳だが、弘化三(一八四六)年十一月三日条に「鎌田政十

郎殿入来、暫候而被帰候、尤組方一番組書役代り有之、政十郎預二付頼娃織

部殿兩人二而七話いたし候へとも、段々同席中より頼之趣有之、政十郎義は

差扣候而、一番組藤野小兵衛別勤被仰付候、跡代り清書掛書役四本三十郎繰

り上、清書掛江い十院藤助被仰付候筋内定二而候間、其段政十郎江相達置候

事」とみえ、同四年九月二十三日条に「今日方祭二付、八ッ過より相招、追々

入来之人数、(中略)東郷孫八殿、四本三十郎殿、上村源七殿、鎌田吉左衛

門殿、鎌田喜平太殿二而(中略)但四本三十郎義は一番組書役被仰付候而

より初而緩々入来二付兩種持参二而候」とあることから、「繰上ケ」は書役

内の格上げと推測する。

(59) 天保十四(一八四三)年十二月二十日条「書役東郷孫八殿・榊休左衛門

殿江木綿染地裏表紋付差遣候事」、同十五年六月十二日条「書役榊休左衛

門殿へ染地帷子着差遣候」、同年十二月十一日条「書役東郷孫八・榊休左衛門江袴地巻反ツ、遣候」、弘化二(一八四五)年十二月二十三日条「書役東郷孫八殿江羽織染地巻反差遣候事」、同三年十二月二十日条「一番組書役東郷孫八殿江袴地一反今日相送候事」、同四年十二月二十日条「与力一番組書役東郷孫八殿・四本三郎殿江歳暮として、東郷氏江上下地一具、四本氏江木綿染地一着差遣候事」とあり、組方でも特に関係の深い書役との贈答が確認できる。東郷孫八の場合には、嘉永元(一八四八)年九月朔日条に「東郷孫八殿嫡子休蔵殿江組方書役助被仰付、拙者共世話候礼として両種并菓子箱被送候事」とみえ、正純は書役東郷の嫡子就役も世話している。

(60) 他にも、例えば弘化三(一八四六)年三月十八日条には「今日誓詞別勤ニ而五ツ過御目付岩下矢之助出席、御用人座書役助辻直太郎、野津藤左衛門相勤候」、同年十月九日条に「今日誓詞別勤ニ而五ツ過御目付寺田平右衛門、御用人座書役助野津藤左衛門・大久保半助出役ニ而候」とある。同四年二月八日条には「今日は誓詞別勤ニ而五ツ過御目付寺田平右衛門、御用人座書役助野津藤左衛門・大久保半助出席」、同年二月十日条には「今朝誓詞ニ而御目付検見崎四郎、御用人座書役助和田龍左衛門・上村甚兵衛出席」、三月十一日条には「今日は郷誓詞別勤ニ而五ツ時御目付四本湯之助、御用人座書役助辻直太郎・大久保半助出席ニ而候事」と記される。誓詞における書役記載の事例は、この後も度々「鎌田日記」に確認できるが、次第に記載内容が簡略化される。例えば嘉永五(一八五二)年正月六日条には書役記載がなく、十六日条には「御目付凶師崎良助并ニ書役助」とのみ記載される。

(61) 既に「鎌田日記」弘化二(一八四五)年九月十七日条に「今朝鎌田喜平太殿江申遣入来ニ而候、尤南村郡見廻役願二付、御記録所より、南村是迄之仕向等由緒札ニ付書付相認被差出候様相渡候、且右書付清書方ニ付、役人濱

田休左衛門不束之義有之候付、昨夜直ニ茂叱置、尚又喜平太殿より向後万端心掛、物事埒明候様可被相達旨」とみえ、同三年正月十二日条に、「南村郡見廻役相立度年内願出置候付而、御記録所より一所同様拝領之由緒、其外段々七ヶ条札し有之、相調ヶ条書を以今朝喜平太より御記録奉行見習木場次右衛門殿首尾故、宅江持越入内見宜候て、表向被差出候様相達置候、尤右書付并ニ南村一所之地同様被仰付候旨、延宝五年中抑赤塚源太左衛門より申渡候ヶ条之内写留文書箱江格護いたし置候付此場ニ略候事」とある。記録所の命に基づき、関係文書をまとめたこと、清書段階で不手際があった役人が正純から譴責を受けた経緯が分かる。しかし、記録所役人の内見を経て正式に提出された由緒も、記録所内での吟味では認められなかったものと考えられる。

(62) 江戸に赴くに際しても、正純は関係の書役に接触している。正純は弘化五(一八四八)年三月十九日に、この冬の出府を命じられる。二十八日条に「池田仲之助殿・小野強右衛門殿相招入来、尤池田氏は江戸御留守居方書役ニ而近日被登候付、拙者出府之上内用向其外彼是世話頼候旨申込、左候而酒肴・吸物・茶漬一通振廻」とある。同年五月二十八日にも「大久保次右衛門殿、曾木権之助殿、木場傳内〔家老座書役―筆者注〕、堀四郎左衛門殿相招、大鐘時分より追々入来、尤此節江戸詰中并ニ往来仕舞方用達セ話方」の談合を行っている。安政三(一八五六)年十月十二日にも、二度目の出府に際して「此節出府二付、御家老座書役方江何歟相頼候付、八ツ後より相招、入来之人數、伊集院直五郎、市来傳藏、岩山八郎太、福永直之丞、長野彦七、市来正之丞、東郷八郎、鎌田曾右衛門ニ而酒肴等種々振廻、夜入五ツ過退去ニ而候事」と家老座書役を招いている。

(63) 『鎌田』三所収「江府御長屋日記」

(64) 大目付座書役。嘉永五(一八五二)年一月二十八日条・同年十月六日条

などにみえる書役の鎌田曾兵衛は、天保十五（一八四三）年三月十日条・弘化二（一八四五）年十二月十八日条において、当時正純の地頭所日当山郷で生じた問題について内談した大目付座書役として確認できる。

(65) 例えば同月七日に十人、嘉永五（一八五二）年正月二十八日には九人を招いている。接待側には「書役鎌田曾兵衛・蘭牟田四郎右衛門・白坂郷左衛門・竹内勇藏・湯地作右衛門」と、大目付座書役の名がみえる。以後も同年九月十日条に十二人、同六年四月二十七日条に十一人、十月二十四日条に九人、嘉永七年正月十六日条に十人、同年九月二十日条に九人、安政二（一八五五）年正月十三日条に十二人（一人不参加）、十二月二十二日に十二人（一人不参加）、安政三年二月十六日条に十二人（二人不参加）を招いた記事がみえる。同年十月朔日には九人が招かれたが「但此節より馳走振、尚又減少、御家老方江引合之上、同席中ニも同様申談有之候事」とあり、このような馳走振（饗応）には規制がかけられている。

(66) 嘉永五（一八五二）年閏二月十一日条、同年十月六日条、同六年二月十五日条、同年十月二十五日・二十八日条、同七年三月十五日条、同年九月二十一日条、安政二（一八五五）年正月十二日条、同年八月二十四日・九月五日条、同三年正月九日条、同年十月二日条。この他、大目付座書役については、年初などの誓詞血判で同席の記載があるが、「鎌田日記」の記載は次第に簡略となる。

(67) 前掲注（44）『雑譜』一・二所収。概要は芳即正「解題」（『同』一）参照
(68) これ以後、久脩自ら同役・部下を饗応する事例は、安政六（一八五九）年十二月二十九日条にみえる。

(69) 軍役方は、弘化四（一八四七）年十月、従来の異国方を廃して設置された外交・軍事担当部門。軍役方家老座書役は、「名越時敏万記二帳」によれ

ば書役四人・書役助八人である。

(70) 「名越日史」文久元（一八六一）年十月十日条には、人事情報として「御船奉行ニテ御家老座書役勤蓑田伝兵衛、物奉行ニテ御葉園奉行勤」、「長崎御附人ニテ御家老（座脱カー編者注）書役勤市来正之丞、今日寺社方取次」、十八日条には、「唐船改ニテ御家老座書役奥掛、郡奉行ヨリ田畑平左衛門」とある。この事例からは、家老座書役勤が御船奉行、長崎御附人、唐船改（前職郡奉行）役の者であることが確認できる。

(71) 権右衛門は、上村半兵衛とともに鎌田正純家役所に出入りした用頼。天保十（一八三九）年正月二十七日条に「今日上村半兵衛殿・鎌田権右衛門、此方内用之儀ニ付入来ニ而候へとも、役所迄ニ而内へは不被来候事」とみえる。十一月十六日条にも両人は役所に来ている。半兵衛は、天保十一年八月十九日条に「七ツ過、上村半兵衛殿一刻入来ニ而候也、但今日御勘定方小頭被仰付候由、為御礼入来ニ而候也」とあり、半兵衛が勘定小頭転役となったことから、同年十一月十四日条には「留守ニ上村半兵衛殿入来之由也、但半兵衛殿勘定小頭江転役ニ付、内用頼之致吟味、丸尾清藏と申人可然との治定ニ付、先日森川利右衛門殿より内分相頼被呉候処、随分受合可申之返答、昨朝承候間、尚又半兵衛殿差越、愈相頼被呉候様申置候処、今日參被呉候由、愈受合可申との返答承候ニ付、追而寛々相招、何篇申含セ話方相頼筋ニ候事」とみえる。なお、鎌田家の役所にも書役が置かれていたことは、嘉永五（一八五二）年三月九日条・九月三日条にみえ、同六年七月十日条の「役所書役片岡孫六」は、安政五（一八五八）年正月二十九日条では「物奉行格役座筆者心添」とみえ、京都の素性で正純が江戸から帰る時に連れて帰国したことなども注意されよう。役所の記録（日帳など）については、例えば安政三年正月十一日条に、「年内南栢楮掛耆人重申付度、役人前より郡方江相付

願出置候処、今日御勝手方御用人二階堂源太夫取次、御証文を以願之通被仰付候、い細は役座日帳江有之候事」、同年七月二十一日条に「い細は役座江留有之候事」とみえる。

(72) 天保九(一八三八)年十二月二十四日条。余談だが、就役以外にも、系図継書の依頼や本家系図との照合依頼、鎌田正純家との由緒を述べて来訪する事例や、家紋使用の許諾をめぐる一件などが「鎌田日記」には記載されている。庶家系図関係では、同五年四月十七日条・十二月五日条・十二月二十二日条、同十三年六月二十五日条、同十五年三月十日条。由緒による出入関係では、同十年三月十日条、家紋関係では、同十一年二月十九日条、同十四年閏九月十六日条参照

(73) 新永隆士「手漉き和紙について」(『黎明館調査研究報告』一、一九八七年)

(74) 『鹿兒島県史』二(鹿兒島県、一九四〇年、一九七四年第二次復刊)一二〇頁。「歴代制度」に右筆の職務は「公儀御勤之御書、並脇々大名様方御書通之首尾、御高札、下馬、下乗札を相認、諸御取替之御目録等相調候」と記す。天明六(一七八六)年二月に右筆頭が設けられ、役格は直触で聖堂奉行(後の造士館教授)の次とされた。

(75) 五味克夫「鹿兒島城下士折田家文書について」(『鹿兒島大学人文学科論集』一五、一九八〇年)、同「折田常孝一世大概之覚(上)・「同(下)」(『同』二二・二四、一九八六・一九八七年)

(76) 幕末、江戸や上方等で見聞を広めた郷士には教育や学問の必要性が実感されるようになった。前掲注(33) 拙稿「薩摩藩の藩政文書管理と筆者」参照

(77) 『追録』八の一〇八四号の二、一〇八七号の二・六、一一〇七号の二、一一〇八号の二、一一一一号、一一五五号、一一五六号、一一五九号、一一六〇号

の三、一一六一号の一。『鹿兒島県史』三・「同」四(鹿兒島県、一九四三年、一九七四年第二次復刊)、坂上康俊・長津宗重・福島金治・大賀郁夫・西川誠著『宮崎県の歴史』(山川出版社、一九九九年) 参照

(78) 『追録』八の九三〇号の二、一〇二八号の三

(79) 『追録』八の一〇二八号の二、一〇三〇号の三。知政所書記・同見習が十六人(小学校掛三人、東京詰四人を含む)、神事調役・同助五人、筆者十二人(現在から二人減少予定とされる)、以下筆者のみに限っては、伝事方筆者七人、民事局同七十七人(大阪詰一人・御検地方二十五人を含む)、会計局同十一人(長崎詰一人を含む)、出納方同九十一人(米穀方六十三人・諸財方二十八人で、西京詰一人・東京詰二人を含む)、生産方同六十一人、管繕方同十一人(細工掛三人を含む)、製造方同六人(陶器方掛四人・紡績方二人)、糧餉方同六人、監察局同四人、糾明局同六人、外城方同六人、内務局筆者八人(二九四人含む)、裏役同六人(二九二人・玉里二人を含む)である。

(80) 外城郷士の意識改革もまた意図されている。明治二(一八六九)年十一月、軍務局学問所に師員寮を設置したため、一外城から一人宛、地頭・副役の人選を経て出府させ学文修業と軍務局出席をさせ、自らの外城や常備隊兵士の指導に当たらせ、「文明開化・士気振興之基本可相立哉」と検討されている。『追録』八の九三四号の一

(81) 「鹿兒島県布達(上)」(『鹿兒島県史料集』四五、鹿兒島県立図書館、二〇〇六年)・「鹿兒島県布達(下)」(『同』四六)による。

(82) 『追録』八の一五三三号の六同文

(83) 『追録』八の二二三四号

(84) 前掲注(16) 吉村豊雄「近世における文書行政の高度化と明治維新」

四八〇・四八一頁。明治元（一八六八）年十二月十二日付の行政官達では、諸願何等を提出する場合の付札の体裁が区々のため、その雛形が示されていた。中野目徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』（岩田書院、二〇〇九年）九八頁

(85) 『追録』八の二二〇三号の一同文

(86) 『追録』八の一〇九四号の四

(87) 『追録』八の一五三号の五

(88) 『追録』八の一五五号同文

(89) 『追録』八の二二一五号

(90) 『追録』八の二一五六号の一、『鹿兒島県史』三の七二六―七二九頁

(91) 前掲注（16）吉村豊雄「近世における文書行政の高度化と明治維新」四八〇頁参照。吉村氏はまた、太政官が官用紙を定型化された伝統的紙本か野紙（八行野紙）として、新規の野紙のみとしなかった理由に、「政府内部でも和紙に書いた文書を正本とみる価値観が根強く、また野紙への統一にもなう混乱を抑えるため」と指摘している。

(92) 『追録』八の二二〇七号の一。『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』によれば、明治四年八月の太政官布告は十七日付である（同書二〇〇頁）。

(93) 『追録』八の二二〇七号の二。なお、同年十二月二十八日付の太政大臣布達（『追録』八の二二二五号の四）では「本年十二月第九拾六号布告訴訟用野紙規則掲載有之候訴訟用及裁許状、左之見本ノ通候条、此旨布告候事」として、訴訟用・訴訟文通用、裁許用などの見本が示されている。

(94) 官用界紙は、明治六（一八七三）年六月十日付で八行から十行に改められ、同八年四月八日付で、「公書往復及ヒ永久貯蔵ノ記録ニ用フル野紙」は

十三行に改められた。ただし、従前の界紙（野紙）で残余の分は、「取交セ」の使用が認められている。明治八年四月八日の達でも、「添削等ヲ要スル草案用紙ハ各庁ノ便宜ニ可任」とされている（『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』一一五・一一九頁）。

例えば、宝暦治水で活躍した平田鞞負正輔の子孫から出された名替願の事例では、明治九（一八七六）年十月十二日付の平田兵十郎正直の名替願には、「名替之願」の表題、次に「改名鞞負」、以下本文が記され、差出者平田兵十郎の名と押印、戸長山口彦七の連署・押印、宛所に「大山鹿兒嶋縣令代理参事田畑常秋殿」と記される。この願書と紙繕で袋綴じされた、十月十四日付の許可状は、界紙（版心（柱）に「麿島縣」と印字され、片面六行）に「願之通 鹿兒島縣令大山綱良代理 参事田畑常秋」の朱書があり、角印が押されている（中西達治『宝暦治水と平田鞞負 史実と顕彰の歩み』あるむ（二〇一五年）二一六頁）。「鹿兒島縣」の印字のある界紙の実例では、明治十一年七月の養子相続願に対する岩村通俊県令許可書（黎明館所蔵）や、同十二年十二月の肝付郡大始良村他二村戸長当選通知書（黎明館保管・個人蔵）の事例（いずれも片面十三行）、同十五年五月の地券書換え願に対する渡辺千秋県令許可書（片面十行）などがある。この他、西南戦争に関する同十一年一月二十三日付九州臨時裁判所の判決文（黎明館蔵）や、同年八月十二日付鹿兒島裁判所判決文（黎明館保管・個人蔵）の界紙はいずれも版心に「鹿兒島裁判所」の印字、片面十行だが、同年四月十八日付の九州臨時裁判所判決文（黎明館保管・個人蔵）の界紙は片面十三行である。当時の過渡的状況を窺うことができる。

(95) 『追録』八の一〇九五号の五

(96) 日向国では都城・飢肥・延岡（『鹿兒島県史』三の一〇二四頁）

(97) 『鹿兒島市史』Ⅲ所収「上村慶吉履歴」

(98) 児玉五兵衛の家は高見馬場にあったが、安政元(一八五四)年に五兵衛が死去、家督相続した若年の直太郎は無役で家屋敷を手放し、荒田に借家住まいをしたという。文政四(一八二二)年初頭の「鹿兒島御城下明細絵図」には児玉善七の名をみないが、天保十三(一八四二)年頃と推測されている。「鹿兒島絵図(文政前後)」には、柿本寺通りの東・天神馬場の北に児玉五兵衛の家が描かれる。前掲注(24)安藤保論文、塩満郁夫編「鹿兒島城下絵図(文政・天保・安政)索引」(『鹿兒島県史料拾遺』XXIV、二〇〇二年)、塩満郁夫・友野晴久編『新たな発見に出会う鹿兒島城下絵図散歩』(高城書房、二〇〇四年)参照

(99) 天保九(一八三八)年二月生れの児玉宗之丞実則の日記(黎明館所蔵)は、明治十一年(一八七八)十月から同二十六年十二月まで残され、翻刻されている。所崎平編・発行『児玉宗之丞日記―明治の生活がよくわかる―』(上巻・下巻)、南日本開発センター(二〇一二年)。弟の実富は、日本近代洋画の黎明期に活躍した画家の床次正精。明治二十二年一月二十三日には検事となっている(『同』明治二十二年二月八日条)。宗之丞と父親の明治十一年以前の履歴については『同』下巻、所崎平「はじめに」参照。また、引用文中□は虫損等により編者が付したものである。

(100) 明治十一(一八七八)年七月の府県官職制によれば「十等から十七等に至り、定員なく、席順は府県同等属官・警部の次に位し(中略)其選任・進退は郡長の具状に依り、県令の命ずる所とされている」(『鹿兒島県史』四、六五頁)。宗之丞は、郡制区画改正に伴い(日置郡が鹿兒島郡に属す)、同十四年七月二十八日付で「鹿兒島県鹿兒島・日置・谷山・熊毛・馭謨郡書記、但官等十七等相当」の辞令書を鹿兒島県大書記官従六位上村行徴を通じて県

令から受け取り、翌日請書を提出、同年八月十六日には十六等相当の辞令書を受けている。

(101) この新聞社は、同年二月十日に「鹿兒島新聞」創刊号を発行したばかりで、当時社屋は新町戸長役場跡に借家し、印刷機一式を県庁から借りている。新聞の一面は社説・県庁の広報、官公庁人事、二面が裁判・外電・経済、三面・四面は雑報と広告だった。芳即正「鹿兒島新聞創刊日誤伝の謎」(『鹿兒島史学』一八、一九七二年)、原口泉・宮下満郎・向山勝貞著『鹿兒島県の近代』(山川出版社、二〇一五年)九七・九八頁参照

(102) 政府機関紙の官報は、明治十六(一八八三)年七月二日創刊。この年五月に県庁庶務課に官報掛が置かれ、各郡役所にも官報に掲載すべき事件をまとめる専任者が定められ、七月に官報掲載事項取扱心得が定められた。『鹿兒島県史』四、三二頁参照

(103) 突然の免職と再就職の理由は不明ながら、以後の経過から、所崎氏は「無能な者、欠席が多い者が多くなったので有能な者を拾い出した、という感じがする。」と解説されている(前掲注(99))『児玉宗之丞日記―明治の生活がよくわかる―』上巻二八四頁)。郡書記の「選任・進退は郡長の具状に依り、縣令の命ずる所」(『鹿兒島県史』四、六五頁)であった。

(104) この年、伊地知季通は庶務課に勤務しており、同僚(庶務課六等属)丸山子堅とともに、前年までに「鹿兒島県地誌」の編纂を終え、これは九月に内務省地理局に進達された。「鹿兒島県地誌」編纂のために季通が編纂していた「地誌備考」は、「鹿兒島県地誌」進達後も増補が行われている。幕末、大口地頭代であり、新納久仰とも関係のあった季通は、県庁官員として租税課や御用掛などとなり、明治十七・十八年は庶務課九等属であった。内山美成『鹿兒島県地誌の起稿年次と編纂者』(高城書房、二〇〇五年)、五味克夫「解

題」〔鹿児島県史料 伊地知季通著作史料集 地誌備考〕一、鹿児島県、二〇一四年）参照

(105) 「小松帯刀伝」については、「小松帯刀傳・薩藩小松帯刀履歴・小松公之記事」〔鹿児島県史料集〕二二、鹿児島県立図書館発行、一九八〇年）の芳印正「解題」において、底本となった鹿児島県立図書館本は「坂田蔵書」の印があり、別に「鹿児島県史編纂事務所」の印もある。同書の東大史料編纂所本に「島津家編輯所図書、大正二二年二月二〇日購入」とあり、それ以前の編集であることを示す。編者は不明である。」とされたが、少なくとも明治十八（一八八五）年二月には編集され、県庁内で筆写されたことが窺える。

(106) これまで一時から二時退出の記事が目立つ。土曜日は通常十二時か（十一月七日・十四日条に「土曜ニテ一時退出ス」、「土曜ニテ一時前退出」）。明治十九（一八八六）年二月一日条に「服務時間明二日より九時出頭、五時退出等ノ達有之」とみえる。ただし宗之丞は雇いであるためか、明治二十年にかけて四時前後の退出記事が多い。同二十年十月一日条には「本日ヨリ九時出頭三時退出ニ成ル」とある。

(107) 『鹿児島県史』四、三三頁

(108) 前掲注(33) 拙稿「薩摩藩の藩政文書管理と筆者」四二三・四二四頁参照

(109) 例えば、明治十二（一八七九）年十二月十五日に肝付郡大始良村・獅子目村・濱田村（現・鹿屋市）戸長に当選し、同月二十二日付で戸長に任命された川上清左衛門は、任期（同十五年一月十日付で依願退職）中、改租事務を担当し格別勉勵したとして県地租改正掛から褒賞されている（注94、黎明館保管・個人蔵）。

(110) 靴を履いての出勤は明治十八（一八八五）年十月十九日、洋服での出勤

は同十九年五月二十二日。同年六月一日条には「本日ヨリ可成我服着用候トノ儀ニ而着用ノ面々多ク」とある。同二十年十一月一日には、宗之丞は洋服仕立屋へ行き「ハッチ」を依頼、九日条に「ツホン等出来」とみえる。

（はやし ただす 本館学芸課長）